

子育て支援ガイドブック

子育て あったかナビ 2025



多可町

人と自然に包まれて あったか、のびのび子育て

豊かな自然に恵まれた多可町には、のびのびと子育てできる環境があります。そして人が温かく、まち全体で子育てを応援しようと取り組んでいます。

「子育てあったかナビ 2025」は、現在子育て中の方や、これから多可町で子育てをする方を応援する様々なサービスを紹介しています。

「ファミリーサポートセンター」や子育てコンシェルジュ、子育てコンシェルジュサポーターが安心して子育てできる環境を整えます。そして、電子母子手帳のアプリサービスなどが利用できます。

また、在宅等育児手当で、在宅での育児を支援するとともに、町内の小学校に「学習支援員」を配置することで教育の充実を図ります。

さらに、子育て・若者世帯に対する、あったか家族多世代住宅助成の拡充や、中古住宅を購入される場合の助成額を増額するなど子育て世帯への支援を厚くし、子育てしやすい環境をご用意しています。

子育てについて、困ったことや知りたいことがあるときは、この子育てあったかナビ 2025 をご利用ください。



妊娠・出産・子育て

妊娠・出産・子育て相談窓口	04
●こどもサポートセンター	

子育てに関する相談窓口	05
-------------	----

- ココミル（子育てふれあいセンター）
- 子育てコンシェルジュ（子育てふれあいセンター利用者支援事業）

ファミリー・サポート・センターたか	06
●ファミリー・サポート・センターたか	

育児ガイド	07
●こどもの健康づくり	

妊娠に向けて	08
●不育症治療費用助成事業	
●不妊治療ペア検査費用助成事業	

妊娠がわかったら	09
●母子健康手帳交付と健康相談	
●妊婦健康診査費用助成事業	
●妊婦訪問	
●多可っくすくすくナビ（母子手帳アプリ）	
●妊婦支援給付交付事業	
●妊婦・パートナー歯科健診費用助成	

赤ちゃんが生まれたら	11
●出生届	
●出生お祝い品	
●出産育児一時金	
●1か月児健康診査費用助成	
●産前産後期間の国民健康保険税軽減	
●健康保険の加入手続き	
●新生児聴覚検査費用助成事業	
●こんにちは赤ちゃん訪問（新生児訪問）	
●産婦健康診査費用助成事業	
●産後ケア費用助成事業	

お子さんの健康・相談	14
●乳幼児健診・育児教室・発達相談等	
●すこやか相談（就学までの乳幼児）	
●のびのび子育て相談	
●サポートファイル	
●療育相談事業	
●ひきこもり相談	
●家庭児童相談	
●ペアレント・トレーニング	
●ふくし総合相談窓口	
●予防接種	
●小児インフルエンザ予防接種費用助成事業	
●乳幼児任意予防接種費用助成	
●気ままな居場所「たかたか」	

医療・学業・交通支援

子育て・医療助成	19
●児童手当	
●在宅等育児手当	
●すくすくたかっく応援給付金	
●乳幼児等医療費助成事業	
●こども医療助成事業	
●未熟児養育医療費給付事業	
●主食費助成	
●公費負担医療費助成事業	
●国民年金保険料の産前産後期間の免除制度	

学業支援	22
●就学援助	
●特別支援教育就学奨励事業	
●白川良一高校入学支援金支給事業	
●小学校等入学あったか祝金	
●ハートフル学業支援金給付事業	

交通支援	24
●バス通学助成	
●路線バス運賃助成・公共交通空白地タクシー利用助成	

ひとり親家庭等への支援

●児童扶養手当	
●母子父子寡婦福祉資金貸付金	
●母子家庭等医療費助成事業	
●自立支援教育訓練給付金	
●高等職業訓練促進給付金	
●高等職業訓練促進資金貸付金	
●所得税・住民税におけるひとり親控除・寡婦控除	
●上下水道等使用料福祉助成制度	
●母子・寡婦・父子家庭等相談	
●面会交流・養育費	

障害をお持ちのお子さんへの支援

●特別児童扶養手当	
●障害児福祉手当	
●児童福祉法によるサービス	
●障害児タイムケア	
●日常生活用具給付	
●補装具費支給	
●税の軽減・減免	

認定こども園・保育施設

認定こども園・保育施設	35
●認定こども園	
●小規模保育施設	
●多可町教育・保育共通カリキュラム	
●通園バス	
●保育料	

幼児教育・保育の無償化	38
●3～5歳児の保育料無償化について	

小・中学校

●小学校	
●中学校	
●転入・転校の手続き	
●学力向上	
●多可町つ子いきいき献立	

子育て支援・社会教育

子育て支援	41
●放課後児童クラブ（学童保育）	
●教育・保育施設の延長保育	
●病児保育	
●一時預かり	
●子育て家庭ショートステイ	
●養育支援訪問事業（専門的訪問支援）	
●子育て世帯訪問支援事業	
●ベビサポ（産前産後ヘルパー派遣事業）	
●あったかレンタル（子育て応援育児用品貸出事業）	

子育て支援 ☆体験や交流の場☆	46
●児童館	
●にこにこサポート（子育てコンシェルジュサポーター事業）	
●森のようちえんへの支援	

社会教育 ☆学校・家庭・地域連携☆	47
●放課後子ども広場事業	
●学校支援活動	

社会教育 ☆様々な体験活動☆	48
●ハートフルスクール事業	
●出前ひろば（地域家庭教育支援事業）	
●中学生ボランティア事業	
●あったかわくわく子ども教室	
●ホリデイチャレンジ（土曜チャレンジ学習事業）	

暮らし・結婚

定住促進事業	50
--------	----

- あったか家族多世代住宅助成事業
- 三世代同居対応改修工事推進事業補助金
- 住宅ローン利子助成事業
- ハイランドかみの郷 宅地分譲若者世帯支援特例制度
- ハイランドかみの郷 分譲地購入者 新築助成制度
- 中古住宅購入助成事業
- 空き家活用支援事業（子育て支援タイプ）
- 移住者向けお試し住宅
- 子育て・若者世帯向け 特別賃貸町営住宅家賃減額
- 奨学金返還支援事業

結婚応援	54
------	----

- あったか結婚お祝い金
- 結婚新生活支援事業
- たか婚活ネットワーククラブ結婚応援事業
- たか婚活ネットワーククラブ出会いサポート利用促進補助
- たか婚活ネットワーククラブパートナー紹介登録制度

イベント・教室に参加しよう

	57
●子ども芸能祭	
●杉原紙年賀状全国コンクール	
●全国おじいちゃんおばあちゃん子ども絵画展	
●おもしろ算数・数学講座	

おでかけガイド

	58
●Asmile 生涯学習まちづくりプラザ あすみる	
●図書館	
●那珂ふれあい館	
●多可町文化会館ベルディーホール	
●多可町余暇村公園	
●chattanaの森・café chattana	
●多可の森健康ウォーキング	
●その他の観光	

スポーツ

	60
●多可町立温水プール サンスイム・カミ	
●アスパラアリーナ・町民プール	
●ガルテン八千代	
●ジュニアスポーツ	

役場以外の相談窓口

	61
●子ども悩み相談	
●妊娠に関する相談	
●虐待・DVに関する相談	
●ひきこもり・不登校・いじめ・ほっとらいん相談	
●アルコール・薬物・ギャンブル等の問題に関する相談	

こどもの救急

	63
●電話相談	
●インターネット情報	

医療機関一覧

	63
●病院・医院・診療所	
●歯科医院	

スマホやパソコンで簡単手続き

令和7年1月6日より

行政手続き

多可町オンライン スマート申請

多可町スマート申請システムでは、
行政手続きが自宅等からいつでも
簡単に申請できます。

申請できる手続き

- 母子健康手帳交付の窓口予約
- 在宅等育児手当の支給申請など
- 病児保育の利用登録申請
- あったかレンタル（子育て応援育児用品貸出事業）の利用申請など
- にこにこサポート（子育てコンシェルジュサポーター事業）の利用申請など
- 奨学金返還支援補助金の支給申請

スマート申請のご利用はこちら！

ご利用にはメールアドレスを使用した簡単な利用者登録が必要になります。

「多可町オンラインスマート申請」ページ

<https://lgpos.task-asp.net/cu/283657/ea/residents/portal/home>



町税等の口座振替

24 時間 OK

印鑑不要

01

QRコードまたは多可町 HP の WEB 受付サイトからアクセス

- ・説明の同意
- ・基本情報入力
- ・税料金の入力
- ・申込確認



https://www.town.taka.lg.jp/category_guide/detail/id=38722

02

メール受信後に URL からログイン

- ・金融機関選択
- ・口座情報入力
- ・情報の確認

03

登録完了メールが届きます

利用できる税・料金

- 学童保育利用料
- 学校給食費
- 町県民税（普通徴収）
- 固定資産税
- 軽自動車税
- 国民健康保険税
- 介護保険料
- 後期高齢者医療保険料
- 町県民税（特別徴収）

申込可能な金融機関

- 但馬銀行
- 中兵庫信用金庫
- 兵庫県信用組合
- みのり農業協同組合
- ゆうちょ銀行（郵便局）

多可町 WEB 口座振替

検索

多可町役場

0795-32-2380

妊娠・出産・子育て等に関する相談窓口

こどもサポートセンター

健康課 ☎ 0795-32-5121

こども未来課 ☎ 0795-32-2385



こども サポートセンター

すべてのこどもとその家族に切れ目ない支援

多可町こどもサポートセンターは親とこどもの健康づくりを担当する健康課と相談・支援を担当するこども未来課が連携してすべての妊産婦、子育て世帯、こどもへ切れ目ない支援を行います！

対象

すべての妊産婦、18歳までのこどもとその家庭の相談を受け付けます。
こどもからの相談也大歓迎！

サポートセンター

アスパル（多可町健康福祉センター）
中区岸上 281-51

サポート内容

妊娠、子育て、発達、学校や家庭の困りごと、ヤングケアラーの相談等
いつでも気軽にお話ください。

サポート体系



出産前から18歳まで切れ目なくサポート！

妊娠

出産

乳幼児期

就学期

健康課 TEL: 0795 (32) 5121

こども未来課 TEL: 0795 (32) 2385

子育てに関する相談窓口

ココミル（子育てふれあいセンター）

☎ 0795-32-2816

乳幼児を中心とした親子が集い、相互に交流・情報交換する場や安心して遊べる場を提供しています。子どもの健やかな育ちを促進する子育て支援拠点として設置しています。

所在地	使用時間	休館日	職員配置
中区岸上 224 番地 17	午前 9 時 ～午後 4 時	月・祝 12/29 ～ 1/3	職員（1 人）子育て支援員（4 人）



【対象者】 町内在住の就学前の乳幼児とその保護者

【事業内容】 ① 子育て相談 ② 子育てに関する資料や情報の収集および提供 ③ 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進 ④ 講演会や学習会、体験講座の開催など

子育てコンシェルジュ（子育てふれあいセンター利用者支援事業）

ココミル ☎ 0795-32-2816

ココミルで、 遊びながら気軽に相談を!!

子育て中のいろいろな悩みごとや困りごとに、子育てコンシェルジュが、一人ひとりに寄り添い、必要な情報を提供したり、適切な支援機関を紹介したりします。

こんなときは・・・ひとりで悩まないで、まずご相談ください。



ファミサポ

地域の子どもたちをみんなで見守りませんか？

ファミリー・サポート・センター(ファミサポ)は、地域で育児を「援助してほしい人」と「援助ができる人」の橋渡しをし、子育てを助け合う会員制の有償ボランティア組織です。

子育ての援助をしてほしい人

おねがい会員

〔おねがい会員の対象〕

子どもの送迎や預かりを頼みたい人

〔おねがい会員の条件〕

- ・多可町内に住所を有している人
- ・小学6年生までの子どもと同居する保護者

子育ての援助ができる人

まかせて会員

〔まかせて会員の対象〕

子どもの送迎や自宅などでの預かりができる人

〔まかせて会員の条件〕

- ・多可町内に住所を有している 20 歳以上の人
- ・心身ともに健康で子育ての援助活動に理解と熱意がある人
- ・指定の講習会の受講を修了した人

どっちもできる人

どっちも会員

〔どっちも会員の対象〕

場合によっては預けることも預かることもできる人

〔どっちも会員の条件〕

- ・おねがい会員、まかせて会員両方の条件を満たす人

サポートメニュー



こんな援助をします。

- ・保育施設や放課後児童クラブなどの送迎や開始前・終了後の預かり
- ・冠婚葬祭や学校行事の際の預かり
- ・買い物など外出時の預かり など



こんな援助はできません。

- ・子どもの宿泊
- ・病児、病後児の送迎、預かり
- ・家事のお手伝い
- ・宿題や勉強 など

対象年齢

生後 6 か月から小学 6 年生まで

利用料金

曜日	時間	利用料金 (30 分あたり)
月曜日～金曜日 (祝日・年末年始を除く)	午前 7 時から 午後 7 時まで	300 円
	上記以外の時間	400 円
土曜日・日曜日・ 祝日・年末年始 (12 月 29 日～1 月 3 日)	上記料金に 100 円加算	

・利用料金は、おねがい会員からまかせて会員へ直接支払います。

〈利用料が半額助成となる場合〉

- ひとり親の利用 ○妊婦健診時の子どもの預かり
- 乳幼児健診(1 歳 6 か月健診など)時のきょうだいの預かり
- きょうだい 2 人以上での同時利用(2 人目以降)
- 不妊治療時の子どもの預かり

お問い合わせ

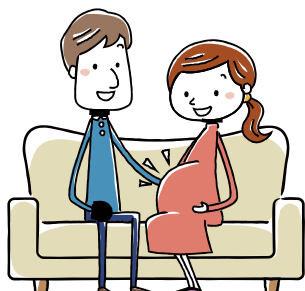
ファミリー・サポート・
センターたか事務局
(ココミル内)

TEL: 0795-32-5135

まずは、お気軽にお問い合わせください。

ファミサポのご利用について

- ・入会金、年会費は無料
- ・万が一に備えて各種保険に加入します
※会員による負担はありません。
- ・ママ友同士での利用も OK
※まかせて会員になるには指定の講習の受講が必要です。



1. 妊娠

[サポート]

- ・母子健康手帳交付 (健康相談・栄養相談)
- ・妊婦訪問

[助成金]

- ・不妊治療ペア検査費用助成
- ・不育症治療費用助成
- ・予防接種費 (風しん) 助成
- ・妊婦健康診査費用助成
- ・妊婦・パートナー歯科健診費用助成
- ・妊婦支援給付金



2. 出産

3. 新生児期 (～1 か月)

[サポート]

- ・こんにちは赤ちゃん訪問 (新生児訪問)

[助成金]

- ・1 か月児健康診査費用助成
- ・新生児聴覚検査費用助成
- ・産婦健康診査費用助成
- ・産後ケア費用助成
- ・妊婦支援給付金



4. 乳児期 (～1 歳まで)

[サポート]

- ・すくすく2 か月児教室
- ・4 か月児健診
- ・もぐもぐ離乳食教室
- ・10 か月児育児教室

[健康・発達サポート]

- ・予防接種
 - 定期予防接種
 - 乳幼児任意予防接種費用助成
 - 小児インフルエンザ予防接種費用助成
- ・のびのび子育て相談
- ・すこやか相談
 - 運動発達相談
 - 心理士相談
 - 医師相談



5. 幼児期 (1 歳～就学前)

[サポート]

- ・1 歳6 か月児健診
- ・2 歳児育児相談
- ・3 歳児健診
- ・5 歳児健診



6. 小学校入学

不育症治療費用助成事業

健康課 ☎ 0795-32-5121

不育症とは、2 回以上流産や死産を繰り返す状態のことで、決してめずらしいものではありません。不育症の検査や治療を受けることで、出産できる可能性が高くなります。多可町では、経済的な負担を軽減し、こどもを望む夫婦が安心して子どもを産み、育てることができることを目的として、不育症治療費用の一部を助成します。

【対象者】 以下のすべての要件を満たす人

- ① 多可町に住所を有し、婚姻をしている夫婦（事実婚を含む）であること。
- ② 検査および治療開始期間の初日における妻の年齢が 43 歳未満であること。
- ③ 2 回以上の流産や死産、早期新生児死亡の既往があると医師に診断されていること。
- ④ 他の自治体が実施する不育症の治療等の助成を受けていないこと。
- ⑤ 町税の滞納がないこと。

【助成内容】 医師の診断を受け、医療保険が適用されない**検査および治療費の一部**を助成します。

- ① 不育症の検査（不育症のリスク因子の検査 ※詳しくは健康課までお問い合わせください。）
- ② 不育症の治療（低用量アスピリン療法 / ヘパリン療法（ヘパリン在宅自己注射療法を含む。））

【申請方法】 まずは、検査や治療内容が助成対象になるか健康課までお問い合わせください。申請方法を説明します。来所時は、医療機関の領収書、診療明細書をお持ちください。

【申請期間】

治療等を実施した日の属する年度の 3 月 31 日まで

※当該年度の 4 月 1 日～3 月 31 日までの治療期間が対象です。

※治療が終了していても構いません。

不妊治療ペア検査費用助成事業

健康課 ☎ 0795-32-5121

不妊に悩む人が早期受診し、不妊症の早期発見、早期治療を行うと共に、経済的負担の軽減を図るため、初期不妊検査に要する費用を助成します。

【対象者】 以下のすべての要件を満たす人

- ① 多可町に住所を有し、法律上の婚姻または事実婚の夫婦であること。
- ② 該当助成にかかる検査を行った期間の初日における妻の年齢が 43 歳未満であること。
- ③ 夫婦そろって受診した人（やむを得ず夫婦別で受診し、妻と夫の初回受診の間隔が 3 か月以内の場合は可）。
- ④ 他の自治体が実施する不妊の検査の助成を受けていないこと。

【助成内容】 医療機関で受けた医療保険が適用されていない**不妊の検査費用の一部**を助成します。

- ① 助成する額は、保険適用外の不妊検査費用の 7/10
- ② 助成回数は夫婦 1 組につき 1 回

母子健康手帳交付と健康相談

健康課 ☎ 0795-32-5121

【日時】 要予約

月 2 回 ※健康づくりカレンダー（多可町ホームページ）をご確認ください。

【内容】

母子健康手帳交付と妊婦健康相談、栄養相談

【申請に必要なもの】

妊娠届出書、マイナンバーカード、口座がわかるもの（コピー）、受診済みの領収書・明細書

※母子健康手帳交付の案内チラシをご参照ください。

妊婦健康診査費用助成事業

健康課 ☎ 0795-32-5121

妊婦健康診査にかかる費用（保険適用外分）を助成します。

母子健康手帳交付時に助成券をお渡しします。（多胎の妊婦さんには、追加助成があります）

【対象者】

町内に住所を有する妊婦

【助成券】

13 万円（上限） ※妊婦健診費用が助成額を超える場合、超過料金はご本人負担となります。

※多胎の妊婦さんには追加助成があります。

※初回の産科費用助成を行います。

【申請に必要なもの】

本人確認書類（運転免許証など）

妊婦訪問

健康課 ☎ 0795-32-5121

妊娠中に保健師や管理栄養士等が訪問し、妊娠や出産などについての相談に応じます。

多可っこすくすくナビ（母子手帳アプリ）

健康課 ☎ 0795-32-5121

妊娠中や子育て中のいろいろな悩みを解決するアプリです。妊婦や子どもの健康記録、子育てイベントや教室のお知らせ、種類が多い予防接種も適した時期に通知が届くなど子育て中に便利な機能が詰まっています。



「母子モ」アプリからご利用いただけます。



妊娠期から出産・子育てまで一貫して相談に応じ、必要な支援につなぐ「伴走型相談支援」と「経済的支援」を組み合わせ実施します。

■ 伴走型相談支援

妊娠期（母子健康手帳交付時）および出産後（2か月児教室）などで、面談やアンケートを行い、妊娠期から子育ての様々な相談を受けます。

■ 経済的支援

種類	対象者・支給時期・支給条件
「妊婦支援給付金」（妊娠期）	妊娠届出時に 妊婦 1 人につき 5 万円給付
「妊婦支援給付金」（出産後）	2 か月児教室時に 胎児 1 人に付き 5 万円給付

注)

- ・他自治体で「妊婦支援給付交付金事業」による給付を受けた場合は対象になりません。
- ・妊娠届出後、流産・死産となった場合でも、妊婦支援給付金の対象となります。

【申請に必要なもの】

本人確認書類、振込口座番号のわかる書類

妊娠中の口腔状態を清潔に保つため、妊婦、パートナーの人に歯科健診無料受診券をお渡しします。

【対象者】

- ・母子健康手帳交付時および、健診受診時に多可町の住民票を有する妊婦、パートナー
※パートナーは上記の条件に加え、婚姻している場合に限る
- ・転入の妊婦、パートナーは上記の条件を満たし、妊娠 16 週～27 週に該当する

【助成額】 **全額**（妊娠期間中に一回受診できます。）

【必要なもの】

母子健康手帳交付時に本人確認書類（運転免許証など）をお持ちください。

※転入の妊婦は、母子健康手帳をお持ちください。

赤ちゃんが生まれたら

出生届

住民課 ☎ 0795-32-2383

赤ちゃんが生まれた日を含めて 14 日以内に出生届を住民課に提出してください。

- 【持ち物】 ・届出書 1 通（医師・助産師等による出生証明書がついているもの）
・母子健康手帳

出生お祝い品

住民課 ☎ 0795-32-2383

出生届の際にお祝いとして、町から絵本 2 冊、播州織タカタータンの絵本袋、特産のこんにゃくスポンジ「つやの玉」をお贈りしています。



出産育児一時金

住民課 ☎ 0795-32-2383

国民健康保険の加入者が出産したとき、出産育児一時金が支給されます。

- 【支給額】 **50 万円**（産科医療保障制度に未加入の医療機関等での出産の場合は、48.8 万円）

■ 支給方法（直接支払制度）※医療機関等への支払いが必要ない方法

かかった出産費用を多可町国保から医療機関等へ支払う方法で、直接支払制度といいます。

出産費用が 50 万円（48.8 万円）を超えた場合は、その超えた金額を医療機関等へ支払っていただき、超えなかった場合は、申請により後日差額分を世帯主等に支給します。

【利用方法】 出産予定医療機関で制度利用の合意文書を取り交わします。

- 【手続きに必要なもの】 ・マイナ保険証または資格確認書 ・印鑑（医療機関によっては必要）
・限度額適用認定証（帝王切開等の場合のみ、マイナ保険証の場合は不要）

■ 支給方法（世帯主が支給額を直接受け取る方法）

【申請時期】 出産後

【申請に必要なもの】 ・通帳等の振込先口座番号がわかるもの ・母子健康手帳等の出生を証明できる書類（死産・流産の場合は医師の証明書） ・医療機関から交付される「直接支払制度に同意しない旨の文書」

【申請先】 住民課

1 か月児健康診査費用助成

健康課 ☎ 0795-32-5121

赤ちゃんの 1 か月児健康診査の費用を助成します

- 【対象者】 多可町に住所を有する生後 1 か月の赤ちゃん

- 【助成額】 **上限 6,000 円**（1 回のみ）※助成額を超える分はご本人負担となります。

- 【申請に必要なもの】 母子健康手帳交付時に、本人確認書類（運転免許証など）をお持ちください。

産前産後期間の国民健康保険税軽減

住民課 ☎ 0795-32-2383

国民健康保険加入者の出産予定月（又は出産月）の前月から出産予定月（又は出産月）の翌々月相当分（4か月分）の国民健康保険税が減額されます。

【申請方法】 住民課の窓口で母子健康手帳を提示のうえ申請してください。出産6か月前から申請できます。また出産後の申請も可能です。

健康保険の加入手続き

住民課 ☎ 0795-32-2383

赤ちゃんが生まれたら、健康保険の手続きをしてください。国民健康保険の場合は、出生届の際に資格確認書を交付します。社会保険の場合は、勤務先に被扶養者異動届を提出してください。

新生児聴覚検査費用助成事業

健康課 ☎ 0795-32-5121

耳の聞こえ（聴覚）の問題を早期に発見するために有効な新生児聴覚検査費用を助成します。検査は出産された産婦人科等で実施しています。

【対象者】 新生児聴覚検査時に多可町に住所を有する保護者 【助成額】 **全額**

【申請に必要なもの】 母子健康手帳申請時に、本人確認書類（運転免許証など）をお持ちください。

こんにちは赤ちゃん訪問（新生児訪問）

健康課 ☎ 0795-32-5121

赤ちゃんが生まれたご家庭に、保健師等が訪問します。

【対象者】 生後4か月までの赤ちゃん

産婦健康診査費用助成事業

健康課 ☎ 0795-32-5121

出産後、お母さんのからだや気持ちの回復状態等を確認する産婦健康診査の費用を助成します。

【対象者】 町内に住所を有する産婦

【助成額】 **1回 5,000円(上限2回)** ※産婦健診費用が助成額を超える場合、超過料金はご本人負担となります。

【持参物】 母子健康手帳申請時に、本人確認書類（運転免許証など）をお持ちください。

次世代育成支援の観点から、国民年金第1号被保険者が出産を行った際に、出産前後の一定期間の国民年金保険料が免除される制度です。

【免除期間】

出産予定日または出産日が属する月の前月から **4 か月間の国民年金保険料が免除**されます。なお、多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の **3 か月前から6 か月間の国民年金保険料が免除**されます。
※出産とは、妊娠85日（4か月）以上の出産。（死産、流産、早産、人工妊娠中絶を含みます。）

【対象者】 国民年金第1号被保険者で出産日が平成31年2月1日以降の人

【届出時期】 出産予定日の6か月前から

【申請に必要なもの】

- ① 基礎年金番号が確認できるもの（年金手帳、基礎年金番号通知書、納付書など）またはマイナンバーが確認できるもの（マイナンバーカード、通知カードなど）
- ② 本人確認書類（運転免許証など）
- ③ 出産前に届出する場合は母子健康手帳など
- ④ 出産後に届出する場合で、被保険者と子が別世帯の場合は、出生証明書など出産日および親子関係を明らかにする書類

【申請場所】 住民課

産後ケア費用助成事業

健康課 ☎ 0795-32-5121

出産を終え、育児に慣れない時期に、お母さんと赤ちゃんが安心して過ごせるように、産後ケアでお母さんの体調管理、赤ちゃんの発達・発育確認、授乳指導、育児相談等を行います。それらを利用するための費用を一部助成します。

※利用するには、事前申請が必要です。※利用できる医療機関については、多可町ホームページでご確認ください。



お子さんの健康・相談

乳幼児健診・育児教室・発達相談等

健康課 ☎ 0795-32-5121

保健師等による赤ちゃんの身長や体重の計測、離乳食相談、小児科医・歯科医による診察や心理士による子どもの成長や育児についての相談を行っています。

年齢	乳幼児健診	育児教室	内容
0 歳		こんにちは赤ちゃん(新生児)訪問	赤ちゃんが生まれたら、保健師が家庭訪問します。
	1 か月児健診		出産された医療機関で受診します。
		すくすく 2 か月児教室	身体計測、保健師・栄養士・助産師・ココミル（子育てふれあいセンター）による話と相談
	4 か月児健診		身体計測、医師診察、保健師・栄養士による相談
		もぐもぐ離乳食教室	離乳食の基本やポイントについての話、栄養士による実演と栄養相談
		10 か月児育児教室	身体計測、保健師・栄養士・歯科衛生士による話と相談
1 歳	1 歳 6 か月児健診		身体計測、医師診察、歯科健診（親と子）、保健師・栄養士・歯科衛生士による相談、心理士の相談（必要な人）
2 歳		2 歳児育児相談	身体計測、食事・おやつや歯磨きについてなど、栄養士・歯科衛生士による相談、心理士の相談（必要な人）
3 歳	3 歳児健診		身体計測、医師診察、歯科健診（親と子）、保健師・栄養士・歯科衛生士による相談、心理士の相談（必要な人）
5 歳	5 歳児健診		保護者と園が質問票に回答し、医師・心理士による発達確認（各園に巡回します）

※いずれも個別通知があります。（1 か月児健診を除く）

すこやか相談（就学までの乳幼児）

健康課 ☎ 0795-32-5121

相談名	内容	対象	回数
運動発達相談	理学療法士による相談	運動発達のゆっくりなお子さん（ハイハイが苦手、上手に座れない、歩かない 等）	年 6 回程度
心理士相談	心理士による相談 発達検査	発達面で気になるお子さん（集団での指示が伝わりにくい、友達とうまく遊べない、落ち着きがない、こだわりがある 等）	月 1～3 回
医師相談	専門医師による相談 就学に向けての相談など	発達面で気になるお子さん（心理士相談後、医師相談が必要と判断されたお子さん、希望者 等）	月 1 回程度

※相談希望者は、事前に健康課保健師までお申し込みください。

のびのび子育て相談

健康課 ☎ 0795-32-5121

保健師・管理栄養士による相談や身体計測を行います。奇数月には、保育士による遊び方（体を使った遊びや絵本の読み聞かせなど）をお伝えします。

【日時】 月1回（健康づくりカレンダーをご確認ください。）
※参加希望者は事前に健康課までお申し込みください。

サポートファイル

健康課 ☎ 0795-32-5121

「小さいときからずっと友だち関係がうまくいかない」
「先生の話が聞けなくてよく注意される」
「運動は得意だけど、漢字が全く覚えられない」
「持ち物の準備や整理ができない」
「今は親が何とか支えているけど、中学校や高校では先生の援助がないと苦戦しそう」 など

上記のような「気になる子」は、持って生まれた発達特性（強い個性）ゆえに発達に大きな凸凹が生じやすく、生活や学習上で配慮が必要となってきます。「サポートファイル」は、こうした何らかの支援を必要としている子どもの発達を応援するツールです。

保護者と学校園の先生が相談をしながら一緒に支援計画等を作成し、就学・進学時にも次校園へ引き継いでいくことで、一貫した支援を長期的に積み上げていくことができます。

「うちの子どもにも必要かな」と思われたら、通っておられる学校園や健康課までお気軽にご相談ください。

療育相談事業

健康課 ☎ 0795-32-5121

お子さんの成長や発達などで、心配なこと、子育てのしづらさはありますか？お子さんの状況に応じて、心理士などの専門スタッフが療育を提供します。

【対象者】 ・原則サポートファイルを活用しているお子さん
・療育の必要があると医師に判断されたお子さん

【場所】 おひさまにこにこクリニック

【内容】 個別療育もしくは集団療育

ひきこもり相談

健康課 ☎ 0795-32-5121

学校に行きにくい、外出しにくいなどの相談に応じています。

【対象者】 ひきこもり者本人や家族を対象

【開設日】 毎月第2木曜日 午後

【相談の方法】 面接、訪問での相談ができます。 ※要予約 ※費用は無料です。

お子さんを育てていくことは、とても大変なことです。色々な悩みや不安、心配ごとに出会います。そんなときはひとりで悩まずにご相談ください。お子さんや家庭に関する様々な悩みや心配ごとに応じ、専門の支援員がみなさんと一緒に考えていきます。

どんな相談ができるの？

子育てについて

- ・子どもとの関わり方がわからない
- ・子育てに疲れた
- ・イライラして子どもを叩いてしまう
- ・子どもをかわいいと思えない

心と体の発達について

- ・言葉が出るのが遅い
- ・子どもに育てにくさを感じる
- ・障がいのある子の相談をしたい

子どもの性格について

- ・落ち着きがない
- ・友だち関係が心配

養育について

- ・子どもを育てられない
- ・虐待されている子の発見

学校生活について

- ・不登校
- ・行きたがらない

相談の方法は？ ● 電話・面接・訪問での相談ができます。 ● 認定こども園でも相談日を設けています。

家庭相談窓口

相談日	月～金曜日（祝日・年末年始を除く）
時間	8時30分から17時15分まで（12～13時は除く）
場所	こども未来課

巡回子育て相談

場所	曜日	時間
キッズランドかみ	第3木曜日	13時30分～15時30分
キッズランドやちよ	第3水曜日	13時30分～15時30分
みどりこども園	第4火曜日	10時00分～12時00分
あさかこども園	第2水曜日	15時00分～17時00分
四恩こども園	第1木曜日	10時00分～12時00分

★ 費用は無料です。 ★ 秘密は堅く守られます。 ★ 子どもや家庭に関する相談を受け付けます。
 ★ 子ども本人、家族、認定こども園・学校などの職員、地域の人、どなたでも相談ができます。
 ★ 相談によっては、他の機関を紹介したり連携をとります。 ★ 児童虐待に関する連絡（通告）も受け付けています。「虐待かしら？」と思ったら迷わず連絡を！

ペアレント・トレーニング

こども未来課 ☎ 0795-32-2385

子どもとのより良い関わり方を学びながら、日常の子育ての困りごとを解消し、楽しく子育てができるように取り組みます。

【対象者】 0～18歳までの子どもがいる保護者

※詳しくはお問合せください。

ふくし総合相談窓口

ふくし相談支援課 ☎ 0795-30-2525

お子さんのことだけでなく、家族も含めお困りで、どこに相談したらいいかわからない場合の窓口です。

予防接種法に基づく定期予防接種を下記のとおり行います。それぞれの予防接種には接種期間が定められており、期間を過ぎると任意接種（有料）となります。

子どもの予防接種【定期】

※令和 7 年 4 月現在

	接種名		対象年齢	標準的な接種期間
乳 幼 児	ロタ	ワクチンにより回数 異なる	出生 6 週 0 日目から 【ロタリックスの場合】 24週0日目に至るまで（2 回） 【ロタテックの場合】 32週0日目に至るまで（3 回）	初回接種については、生後 2 月に 至った日から出生 14 週 6 日後まで の間に完了させる。 以降はそれぞれ 27 日以上の間隔を 空ける。
	肺炎球菌	初回	生後 2 月から生後 60 月に 至るまで	生後 2 月から 生後 7 月に至るまで
		追加		生後 1 2 月から 1 5 月に至るまで
	B 型肝炎		生後 1 歳に至るまで	生後 2 月に達した時から 生後 9 月に達するまで
	五種混合 (ジフテリア・百日咳 破傷風・ポリオ・ヒブ)	1 期初回	生後 2 月から生後 9 0 月に 至るまで	生後 2 月に達した時から 生後 7 月に達するまで
		1 期追加		1 期初回接種（3 回）終了後 6 月から 1 8 月までの間隔をおく
	B C G		生後 1 歳に至るまで	生後 5 月に達した時から 生後 8 月に達するまで
	水痘	1 回目	生後 12 月から生後 36 月に 至るまで	生後 1 2 月から生後 1 5 月に 達するまで
		2 回目		1 回目の接種終了後 6 月から 12 月までの間隔をおく
	麻しん風しん混合 (MR)	1 期	生後 12 月から生後 24 月に 至るまで	
		2 期	5 歳以上 7 歳未満で小学校 就学前の 1 年間	
児 童	日本脳炎 (注 2)	1 期初回	生後 6 月から生後 90 月に 至るまで	3 歳に達した時から 4 歳に達するまで
		1 期追加		4 歳に達した時から 5 歳に達するまで
	日本脳炎 2 期 (注 1)		9 歳以上 1 3 歳未満	9 歳に達した時から 1 0 歳に達するまで
	二種混合 (DT) 2 期		1 1 歳以上 1 3 歳未満	1 1 歳に達した時から 1 2 歳に達するまで
	子宮頸がん (注 2)		1 2 歳となる年の年度初日から 1 6 歳となる年の年度末日まで	1 3 歳となる年度初日から 年度末日まで

(注 1) 日本脳炎予防接種の接種時期の緩和について

平成 7 年 4 月 2 日～平成 19 年 4 月 1 日生まれの方は、日本脳炎の予防接種の機会を逃していることがあるため、接種期間が延長され、20 歳未満まで定期接種を受けることができます。対象者には予診票を送付しています。

(注 2) 子宮頸がんワクチンキャッチアップ接種について

平成 9 年 4 月 2 日～平成 2 1 年 4 月 1 日生まれの方のうち接種機会を逃した方は、令和 7 年 3 月 31 日までの間に 1 回以上接種した人に限り、令和 8 年 3 月末までに残り回数分の子宮頸がんワクチンを接種することができます。対象者には通知文を送付しています。希望される方は、送付書類をよく読み予防接種を受けてください。

感染症予防と子育て支援として、インフルエンザ予防接種費用の一部を助成します。

【対象者】

- ① 接種日において、町内に住所を有する 6 か月以上 13 歳未満の人 年 2 回
- ② 接種日において、町内に住所を有する 13 歳以上中学 3 年生までの人 年 1 回

【助成額】

1 回につき 2,000 円

【助成方法】

対象の人には、上記の回数分の助成券を郵送します。

接種当日、医療機関に助成券を持参して接種を受けてください。

※ 期間中に 13 歳を迎える対象者には 2 回分の助成券を送付していますが、2 回目の接種については、必要に応じて医師と相談してください。

【接種医療機関】

西脇市多可郡医師会に加入する協力医療機関

【注意点】

小児のインフルエンザ予防接種は、任意予防接種（本人の意思によって行う予防接種）です。

医師の説明を受け、副作用等についてよく理解した上で接種を受けてください。

乳幼児任意予防接種費用助成

子育て家庭への経済的支援として、任意で受ける予防接種費用の一部を助成します。
新生児訪問等で「乳幼児任意予防接種助成券」を配布します。

【対象者】

出生時に多可町に住民登録をした人

【助成内容】

おたふくかぜ、ポリオワクチンの中から選択

【助成額】

4,000 円（助成券 2,000 円 × 2 枚）



気ままな居場所「たかたか」

学校に行きにくい、外出しづらい等の状態にある人が、自分のペースでゆっくり過ごすための「居場所」です。
挽きたてコーヒーをご用意してお待ちしています。

第 3 水曜日は相談員が在席します。ご相談をご希望される方は、事前にお問い合わせください。

対象者

学校に行きにくい、外出しづらい等の状態にある人、またはそのご家族（見学のみも可能です）。
※年齢制限はありません。

場所

ココミル
（子育てふれあいセンター）
多可町中区岸上 224-17

開設日

毎月第 1 ・第 3 水曜日
10:30～15:00

【お申し込み・お問い合わせ先】

健康課または（株）ネクステ

健康課 ☎ 0795-32-5121

（株）ネクステ

TEL : 090-9281-7348

平日 8 時 30 分～17 時 30 分

MAIL : tamhikinet@gmail.com

児童手当

こども未来課 ☎ 0795-32-2385

次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを社会全体で支援するため、子どもを養育する父母等に支給します。

【対象者】 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童を養育している人

【支給額】

児童の年齢	児童手当の額（1人あたり月額）
3歳未満	15,000円（第3子以降は30,000円）
3歳以上高校生年代まで	10,000円（第3子以降は30,000円）

※3歳到達後の翌月からは第1・2子の手当額は10,000円となります。

※「第3子以降」とは、大学生年代まで（18歳に達する日以後の最初の3月31日までを経過し、22歳に達する日以後の最初の3月31日まで）の養育している児童等のうち、3番目以降をいいます。

【申請時期】

随時（支給要件に該当したとき）

※離婚等で受給者を変更する場合は、受給事由消滅届の提出が必要です。

【支給月】 原則年6回、偶数月に支給月前2か月分を支給

【申請に必要なもの】

- ① 児童手当認定請求書
- ② 健康保険被保険者情報
- ③ 請求者名義の金融機関の口座番号がわかるもの

在宅等育児手当

こども未来課 ☎ 0795-32-2385

日中家庭で子どもを育児している保護者等の経済的負担を軽減し、子どもを安心して産み育てることができる環境をつくるため、在宅等育児手当を支給します。

【対象幼児】

町内に住所を有し、満1歳から満3歳になった年度末までの幼児で、認定こども園等に通われていない方（助成を受けず認可外保育施設等に通う幼児も対象になる場合があります。）

【支給対象者】 対象幼児の保護者等で町内に住所を有し、現に町内において生活を営む人（祖父または祖母も可）

【支給額】 月額 10,000円

【支給月】 原則10月、4月に支給月前6か月分を支給

満2歳までの乳幼児と一緒に暮らし、養育している保護者が購入する紙おむつ、ミルク等の育児用品費用の一部を助成し、経済的負担を軽減します。

- 〔対象乳幼児〕 町内に住所を有し、新生児から満2歳になる月の前月までの乳幼児
- 〔支給対象者〕 町内で生活を営み、対象乳幼児と一緒に暮らし、養育している保護者
- 〔支給額〕 **月額5,000円**
- 〔支給月〕 原則10月、4月に支給月前6か月分を支給
- 〔支給対象外〕 保護者などが生活保護を受けている、乳幼児が児童養護施設等に入所されている場合は対象外となります。
- 〔その他〕 助成期間は最長24か月

乳幼児等医療費助成事業

乳幼児等（0歳児～小学3年生まで）に係る医療費は、全て無料です。

- 〔対象者〕 町内に住所を有する乳幼児等（0歳児～小学3年生まで）の保護者
- 〔助成額〕 **保険診療に係る自己負担金相当額を助成**します。（通院・入院とも）

こども医療費助成事業

こども（小学4年生～高校3年生まで）に係る医療費は、全て無料です。

- 〔対象者〕 町内に住所を有するこども（小学4年生～高校3年生まで）の保護者
- 〔助成額〕 **保険診療に係る自己負担金相当額を助成**します。（通院・入院とも）

未熟児養育医療費給付事業

未熟児は疾病にもかかりやすく、経済的負担だけでなく、精神的・肉体的な負担もその家庭に重くかかっていることから、入院中の医療費を公費で負担する制度が設けられています。

- 〔対象者〕 以下のすべての要件を満たすお子さん
 - ① 町内に住所を有すること。
 - ② 早産等により出生時体重が2,000g以下または生活力が特に低く、医師が未熟児として指定医療機関で入院養育が必要であると認められた方。（審査があります。）
- 〔給付費〕 入院費用のうち保険診療に係る自己負担額および食事療養費について、**出生から最長で1年以内（誕生日の前日）まで町が負担**します。
- 〔申請期間〕 原則、入院治療開始日から1か月以内。ただし、1か月以内であっても退院後の申請は受付できませんので、ご注意ください。

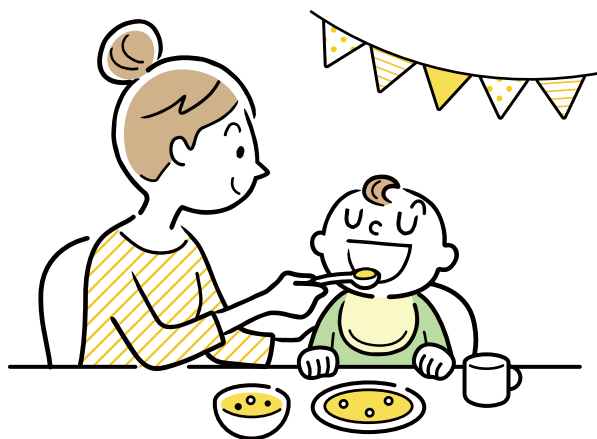
子どもたちの健やかな成長の支援と子育てにかかる保護者の経済的負担軽減のため、主食費に対する費用の一部を助成します。

- 〔対象児童〕 満3歳以上児から小学校就学前児童（認可外保育施設、町外の認定こども園、幼稚園などに通う児童も対象になります。）
- 〔支給対象者〕 満3歳以上児から小学校就学前児童で、認定こども園等に主食費を支払っている保護者または主食（ごはんなど）を持参している児童の保護者。
- 〔助成金額〕 **月額600円**（上限）
- 〔申請方法〕 ① 町内の認定こども園、小規模保育事業所に通われている児童 → 園が一括して手続きします。
② その他の児童 → 対象者には案内を送付しますので、期日までに必要書類をこども未来課へ提出してください。

公費負担医療費助成事業

安心して子育てができる環境を整備するため、0歳児から高校3年生までの福祉医療受給対象者について、他の公費負担医療制度の自己負担額を助成します。

- 〔対象者〕 乳幼児等医療費受給者証、こども医療費受給者証の交付を受けている人
- 〔申請に必要なもの〕
 - ① 医療保険の「資格情報のお知らせ」または「資格確認書」（お子様のもの）
 - ② 「乳幼児等医療費受給者証」または「こども医療費受給者証」
 - ③ 「小児慢性特定疾病医療受給者証」等公費の受給者証 ④ 領収証 ⑤ 振込先の通帳
- 〔申請場所〕 住民課



就学援助

教育委員会 教育総務課 ☎0795-32-2384

小学校・中学校へ就学されているお子さんが、安心してより良い学校生活が送れるように、学用品や学校給食などに係る費用の一部を援助する制度です。

【対象者】

- ① 生活保護を受けている世帯
- ② 児童扶養手当の支給を受けている世帯
- ③ 次のいずれかに該当する世帯
 - ・ 個人事業税または固定資産税の減免措置を受けている（※家屋新築によるものは除く）
 - ・ 国民年金保険料の全額免除を受けている
 - ・ 国民健康保険税の減免または徴収の猶予を受けている
 - ・ 生活福祉資金貸付制度の貸付を受けている
 - ・ 職業安定所登録日雇労働者である
- ④ 前年中の世帯の総所得額の合計が教育委員会の定める所得基準額以下の世帯
- ⑤ 町民税が非課税の世帯
- ⑥ その他特別な理由のある世帯で教育委員会が関係機関と協議して必要と認める世帯

【手当・助成等の額】

学校生活に必要な費用（新入学学用品・学用品・校外活動・修学旅行・卒業アルバム・学校給食・オンライン学習通信など）の**一部または全部を支給**します。助成額については、毎年見直しを行いますので申請時にご確認ください。

【申請時期】

毎年4月上旬・6月上旬頃（制度の案内は、学校配布チラシ・町広報・たかTVによりお知らせします）
 ※年度途中で要件に該当することとなった場合は、その都度受け付けます。ただし、申請された翌月分からの支給になります。
 ※申請は毎年必要となります。

【申請に必要なもの】

- ① 申請書 ② オンライン学習通信費にかかる誓約書
- ③ 申請要件に該当することが証明できるもの（要件によっては、同意書により省略可）

特別支援教育就学奨励事業

教育委員会 教育総務課 ☎0795-32-2384

小学校・中学校の特別支援学級に在籍しているお子さんの保護者の経済的負担を軽減し、安心してより良い学校生活が送れるように、学用品や学校給食などに係る費用の一部を援助する制度です。

【対象者】

- ① 特別支援学級に在籍する児童生徒
- ② 学校教育法施行令第22条の3に規定する障がいの程度に該当する児童生徒

【手当・助成等の額】

学校生活に必要な費用（新入学学用品・学用品・校外活動・修学旅行・学校給食など）の**一部を支給**します。助成額については、毎年見直しを行いますので申請時にご確認ください。

【申請時期】 毎年5月中旬頃（制度の案内は、学校から対象者にお配りします。） ※申請は毎年必要となります。

【申請に必要なもの】

- ① 申請書 ② 世帯全員の所得証明書（同意書により省略可）

故・白川良一氏からの寄附金を活用し、向上心を持ちながら経済的理由により高等学校等への入学が困難な生徒の保護者に対し、入学に伴う費用の一部を支給する制度です。

【対象者】

公立または私立の高等学校、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（高等部）および高等専門学校への入学を予定している生徒の保護者で、基準日（令和7年3月1日）において以下の全ての要件を満たす方

- ① 多可町就学援助制度の準要保護の認定要件を満たしている方
- ② 生活保護の規定による保護を受けていない方（別途支援制度があるため）
- ③ 令和7年4月1日以降も町内に住所を有する見込みの方

【手当・助成等の額】

生徒1人につき **80,000 円**（1回限り）

※特別支援学校に進学される場合は、（別途支援制度があるため）50,000 円

【申請時期】 2月上旬頃**【申請に必要なもの】**

- ① 申請書
 - ② 申請要件に該当することが証明できるもの（要件によっては、同意書により省略可）
- ※ 支給が決定した場合は、入学後3か月以内に在学等証明書の提出が必要

小学校等入学あったか祝金

教育委員会 教育総務課 ☎0795-32-2384

次世代を担う子どもたちの健やかで生き生きとした成長を応援するとともに、子育てに要する保護者の経済的負担を軽減することを目的とし、多可町小学校等入学あったか祝金を贈呈します。

【対象者】

4月に小学校等（特別支援学校小学部含む）に入学する児童（4月1日に町内に住所を有し、5月1日以降も引き続き町内に住所を有する予定であること。）を扶養する保護者

【贈呈額】

児童一人につき、**50,000 円**

【申請時期】 4月末まで**【申請に必要なもの】**

- ① 申請書
- ② 通帳のコピー（口座番号と口座名義（カタカナ）のわかるページ）
- ③ マイナンバーカード（表面）、運転免許証、パスポート等の写し（いずれか1つ）

公立または私立の高等学校、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（高等部）および高等専門学校（1～3年生）に在籍している方のうち、より良い学校生活が送れるように家庭の実情に応じて、修学上必要な学業支援金を給付する制度です。

【対象者】 以下の全ての条件を満たす方

- ① 公立または私立の高等学校、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（高等部）および高等専門学校（1～3年生）に在籍している方で、保護者が多可町に住所を有している人
- ② 生活保護を受けている世帯、または前年の所得が教育委員会の定める所得基準額以下の世帯

【手当・助成等の額】 一律 **月額 7,000 円**

【申請時期】 毎年6月中（制度の案内は、町広報・たかTV・町ホームページによりお知らせします）

※以降も随時受け付けますが、申請された翌月分からの支給になります。

※申請は毎年必要となります。

【申請に必要なもの】

- ① 申請書
- ② 世帯全員の所得証明書（同意書により省略可）
- ③ 在学等証明書（在学している学校長の証明印が必要です）

交通支援

バス通学助成

教育委員会 学校教育課 ☎ 0795-32-2395

義務教育の円滑な実施と保護者負担の軽減を図ることを目的として、町内の小中学校に通学する児童生徒の保護者を対象に、遠距離通学にかかる費用を支給する制度です。

自宅から小中学校までの通学距離が片道おおむね小学校で4km、中学校で6kmを超える地域から、バスまたは自転車で通学される児童・生徒の保護者に対して、下記のとおり、通学費を助成します。

【バス通学の場合】 乗降車される停留所から学校までの「バス通学定期券代」を**全額助成**します。

学校	対象地域
杉原谷小学校	山寄上、鳥羽、清水
八千代小学校	赤坂、旧八千代北小学校区、旧八千代西小学校区
加美中学校	山寄上、鳥羽、清水
八千代中学校	大屋、上三原

【自転車通学の場合（中学生のみ）】

毎年5月1日に在籍し、通学距離が片道おおむね6km以上の地域に居住する生徒の保護者に対して、通学距離に応じて3年間、助成金（年額）を交付します。

通学距離	助成額（年額）	該当地域
6 km以上 8 km未満	4,000 円	轟、山口、坂本（八千代区）、中村、中三原
8 km以上	6,000 円	山寄上、鳥羽、清水、大屋、上三原
通学路が急な坂道等	4,000 円	岩座神、棚釜

【電動アシスト自転車購入費補助】

自転車通学助成の該当地域から自転車通学する生徒が、通学のために電動アシスト自転車を購入した場合に、購入代金の2分の1（上限5万円）を助成します。

多可町乗車 IC カードを所持されている人を対象に、多可町を起終点とする路線バスの運賃助成を行っています。

また、バス停から 500m 以上離れた場所に居住する世帯に対し、500 円券を 1 世帯に年間 24 枚（12,000 円分）を交付します。

（ただし要自己負担 1,000 円）



【片道運賃】

区分	町内移動	西脇市・加西市への移動
大人（中学生以上）	100 円 / 回	300 円 / 回
子ども（6 歳以上小学生以下）	50 円 / 回	150 円 / 回

注 1 乳児（1 歳未満）は無料。幼児（1 歳以上 6 歳未満）は、保護者 1 人につき 2 人まで無料。
3 人目からは子ども料金が必要。

注 2 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人は、上記料金の半額（10 円未満切り上げ）。また、その介護人 1 名までは、多可町乗車 IC カードを所持されている場合に限り半額となります（10 円未満切り上げ）。

【乗り継ぎ制度】

多可町内において、多可町乗車 IC カードを利用し、路線バスを 60 分以内に乗り継いで利用した場合も上記の料金が上限となります。（乗り継ぎの適用は 2 乗車目まで）

【通学定期券助成】

多可町内、多可町から西脇市、加西市および加東市へ通学される人に通学定期助成を行っています。

種類	町内利用	町内から西脇市（加西市）	町内から加東市
	個人負担金	個人負担金	個人負担金
1 か月	3,600 円	10,800 円	14,400 円
3 か月	10,260 円	30,780 円	41,040 円
6 か月	19,440 円	58,320 円	77,760 円
1 年	32,400 円	97,200 円	129,600 円
1 学期	11,700 円	35,100 円	46,800 円
2 学期	13,140 円	39,420 円	52,560 円
3 学期	9,240 円	27,720 円	36,960 円

※ 多可町内の各バス停から西脇市駅、西脇市役所（西脇営業所）、アスティアかさい、社高校前バス停を上限とします。

※ 子どもは上記の額に 2 分の 1 を乗じた額（10 円未満切り上げ）。



児童扶養手当

こども未来課 ☎ 0795-32-2385

父または母と生計をともにできない児童が養育されている家庭の生活の安定と自立を助けるための手当です。

【対象者】

18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日まで（中度以上の障害がある場合は 20 歳未満）の児童を養育している父子または母子家庭の父または母。父または母に代わって父または母のいない児童を養育している人や、父または母がいても重度の障害があるため就労できない家庭は対象となる場合があります。

※所得制限（申請者本人および扶養義務者）があります。

【手当の額】

手当額は前年中（1 月～10 月分の手当については前々年中）の所得額や養育費の額によって定められます。

- | | | |
|-----------------|---------------|------------------------|
| ■ 児童 1 人の場合 | 全部支給：46,690 円 | 一部支給：46,680 ～ 11,010 円 |
| ■ 児童 2 人目以降の加算額 | 全部支給：11,030 円 | 一部支給：11,020 ～ 5,520 円 |
- ※令和 7 年 4 月 1 日現在

【申請時期】

随時（支給要件に該当したとき）

【支給月】

原則年 6 回、奇数月に支給月前 2 か月分を支給。

【申請に必要なもの】

- ① 児童扶養手当認定請求書
- ② 受給資格者および対象児童の戸籍謄本 1 通（離婚日の記載のあるもの）
- ③ 生計維持に関する調書
- ④ 預金通帳等の写し
- ⑤ 年金手帳
- ⑥ 16 歳以上 19 歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書
- ⑦ 養育費等に関する申告書
- ⑧ 個人番号カード（申請者本人、児童および扶養義務者）
- ⑨ 運転免許証

※ その方の事情により上記以外にも必要書類が生じる場合があります。詳しくは、お問い合わせください。

※ 申請の前に母子・父子自立支援員との面接が必要となりますので、必ず事前にご相談ください。

母子父子寡婦福祉資金貸付金

こども未来課 ☎ 0795-32-2385

母子家庭・父子家庭・寡婦家庭の人に経済的自立や子どもの福祉の向上を図るために、修学資金・技能取得資金等の10種類の貸付を行っています。

【対象者】 母子・父子家庭の母または父・ひとり親家庭等児童・寡婦等

【貸付金の種類】 貸付金の種類は以下のとおりです。

種類	貸付金の内容
修学資金	高校・大学等に就学させるための授業料等に必要な資金
技能習得資金	知識や技能を習得するために必要な授業料等の資金
修業資金	事業開始、または就職するために必要な知識技能を習得するための資金
就職支度資金	就職するために直接必要な被服、履物、通勤用自動車等を購入する資金
医療介護資金	医療または介護を受けるために必要な資金（当該医療または介護を受ける期間が1年以内の場合のみ）
生活資金	①から④の期間に必要な生活補給資金 ① 知識・技能を習得している期間 ② 医療・介護資金を借り受けて、医療または介護を受けている期間 ③ 母子家庭または父子家庭になって間もない（7年未満）生活が安定するまでの期間 ④ 失業中の生活が安定するまでの期間
住宅資金	住宅を建設、購入、補修、保全、改築、または増築するために必要な資金
転宅資金	住居を移転するため住宅の貸借に際し必要な資金
就学支度資金	就学・修業するために必要な入学金、被服等の購入に必要な資金
結婚資金	扶養している児童が結婚するために必要な資金

【申請時期】 随時（必要なとき）

【申請に必要なもの】 貸し付ける資金によって必要な書類が異なりますのでお問い合わせください。
※ 申請の前に母子・父子自立支援員との面接が必要となりますので、事前にご相談ください。

母子家庭等医療費助成事業

住民課 ☎ 0795-32-2383

母・父または養育者の所得が、児童扶養手当の一部支給基準を満たす家庭の児童等の医療費を助成します。

【対象者】 町内に住所を有する母子家庭等の18歳に達した年度の末までの児童、または20歳未満の高校在学中の児童を監護する母および父ならびにその児童、遺児

【所得制限】 児童扶養手当の全部支給基準と低所得の方が対象。ただし、児童扶養手当の一部支給基準を満たす子も対象

【助成額】 保険診療に係る自己負担金相当額から下記金額を差し引いた分を助成します。

区分	外来	入院
一般	1医療機関あたり 800円 （月2回まで負担）	1医療機関あたり 定率1割負担 （月限度額は3,200円）
低所得者	1医療機関あたり 400円 （月2回まで負担）	1医療機関あたり 定率1割負担 （月限度額は1,600円）

自立支援教育訓練給付金

こども未来課 ☎ 0795-32-2385

就職やキャリアアップのために、あらかじめ指定されている教育訓練講座を受講した場合、受講に要した経費の一部を支給します。

【対象者】 以下の全ての条件を満たす人

- ① 児童扶養手当を受けているか同様の所得水準
- ② 教育訓練を受けることが就職やキャリアアップのために必要であると認められる人が、雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座等を受講する場合
- ③ 過去に本事業を利用したことがない。

【支給額】

- ① 雇用保険の受給資格のない人
対象講座の受講のために支払った**費用の60%に相当する額（上限20万円）**。ただし、60%に相当する額が12,000円を超えない場合は支給しません。
- ② 雇用保険の受給資格がある人
一般教育訓練給付の支給を受ける人に対し、**経費の60%に相当する額と上限20万円との差額**。

【申請時期】 受講開始前（あらかじめ教育訓練講座の指定を受けなければならないため）

【申請に必要なもの】 自立支援教育訓練給付金事業受講対象講座指定申請書等
※詳しくはお問い合わせください。

高等職業訓練促進給付金

こども未来課 ☎ 0795-32-2385

就業に結びつきやすい資格（看護師・介護福祉士・保育士・理学療法士・作業療法士等）の取得を目的に1年以上のカリキュラムを養成機関等で修業中の方で、当該資格に係る養成訓練の受講期間中のうち一定期間について生活の負担の軽減を図るために支給します。

【対象者】 以下の全ての条件を満たす人

- ① 児童扶養手当を受けているか同様の所得水準。
- ② 養成機関において1年以上カリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる。
- ③ 仕事または育児と修業の両立が困難である。
- ④ 過去に本事業を利用したことがない。

【支給額】

町民税非課税世帯：**100,000円/月** 町民税課税世帯：**70,500円/月**

※資格取得に必要な修学期間（上限3年間）

【申請時期】

受講開始前に要相談。

【申請に必要なもの】

支給申請書、入校証明書等 ※詳しくはお問い合わせください。

「高等職業訓練促進給付金」を活用して養成学校に在学したときの「入学準備金」や資格を取得して就職するための「就職準備金」を貸付します。なお、取得した資格が必要な業務に5年間従事した場合は、全額返済が免除されます。

【対象者】 ひとり親家庭の親で、高等職業訓練促進給付金の受給者

【貸付金の額】

- ① 入学準備金 **50万円以内**（入学金、教科書代、教材費、学用品、交通費等）
- ② 就職準備金 **20万円以内**（転居費用、礼金、仲介手数料、被服費、通勤用自動車購入費等）

【申請時期】

- ① 入学準備金：給付金の支給決定から6か月以内
- ② 就職準備金：資格取得後 ※資格取得してから1年以内に資格を活かした業務に就職しなかった場合は対象外

【申請に必要なもの】 貸付申請書 ※詳しくはお問い合わせください。

所得税・住民税におけるひとり親控除・寡婦控除

税務課 ☎ 0795-32-2386

自己がひとり親の方は、一定の要件を満たしていれば控除が認められ、年末調整か確定申告いただくことで、所得税と住民税の所得控除の適用を受けることができます。詳しくは、西脇税務署（0795-22-3171）もしくは税務課にお問い合わせください。

控除親	所得税	住民税
ひとり親	35万円	30万円
寡婦	27万円	26万円

上下水道等使用料福祉助成制度

福祉課 ☎ 0795-32-5120

児童のいるひとり親世帯に対して上下水道等使用料の基本料金相当額を助成します。

【対象者】 多可町在住で、母子家庭等医療費助成または児童扶養手当を受けている非課税世帯。もしくは配偶者のいない世帯、父母のいない児童のいる世帯で非課税世帯。

【助成額】 上下水道等使用料の基本料金額

【申請時期】 随時（申請受付の翌月分から助成します）

母子・寡婦・父子家庭等の方から、生活上の悩みや貸付金などの相談に応じます。

相談機関	電話番号	備考
加東健康福祉事務所 監査・福祉課	0795-42-9360	母子・父子自立支援員が常駐しています。
多可町 こども未来課	0795-32-2385	

面会・交流や養育について、法務省のホームページに「こどもの養育に関する合意書作成の手引きとQ&A」が掲載されています。下記からご参照ください。

法務省ホームページ

http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00194.html



障害をお持ちのお子さんへの支援

特別児童扶養手当

福祉課 ☎ 0795-32-5120

身体または精神に障害のある児童等を家庭において養育している人に支給されます。

【対象者】

20歳未満の身体または精神に重度または中度の障害があると認められる人を家庭において養育している人。
(施設に入所している場合を除く) ただし、所得制限があります。

【手当の額】

1級(重度障害) 月額 56,800 円

2級(中度障害) 月額 37,830 円

※令和7年4月1日現在

【支給月】

原則4月、8月、11月に支給月前4か月分を支給

【申請に必要なもの】

- ① 受給資格者および対象児童等の戸籍謄本1通
- ② 診断書(身体障害者手帳(3級以上)、療育手帳(A)をお持ちの方は省略できる場合があります。)
- ③ 振込先の通帳
- ④ 個人番号カード(申請者本人・児童等および扶養義務者)
- ⑤ 本人確認書類

※上記以外にも必要書類が生じる場合があります。詳しくはお問い合わせください。

障害児福祉手当

福祉課 ☎ 0795-32-5120

心身に重度の障害があるため、日常生活において常に介護を必要とする児童等に支給されます。

【対象者】

日常生活において常に介護を必要とする状態にある、在宅で20歳未満の重度の障害のある人。(施設に入所、3か月以上の入院をしている場合を除く) ただし、所得制限があります。

【手当の額】

月額 16,100 円

※令和7年4月1日現在

【支給月】

原則5月、8月、11月、2月に支給月前3か月分を支給

【申請に必要なもの】

- ① 診断書
- ② 本人名義の預金通帳
- ③ 個人番号カード(児童等・扶養義務者)
- ④ 本人確認書類

※上記以外にも必要書類が生じる場合があります。詳しくはお問い合わせください。

サービスは、障害児の障害の程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況）をふまえ、個別に支給決定が行われます。

【サービスの種類】

種類	サービス名	サービス内容
障害児 通所支援	児童発達支援 *	日常生活における基本的動作および知識技能を習得し、集団生活に適応することができるよう、未就学の障害児に対して適切かつ効果的な指導および訓練を行います。
	医療型児童発達支援 *	上肢・下肢、体幹の機能の障害がある児童を通わせ、日常生活における基本的動作および知識技能を習得し、集団生活に適応することができるよう、適切かつ効果的な指導および訓練を行います。
	放課後等 デイサービス	学校に通学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休業中において生活能力向上のための訓練等を提供します。
	居宅訪問型 児童発達支援 *	重症心身障害児等で障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な場合、障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本動作の指導、知識技能の付与および生活能力の向上のための訓練を行います。
	保育所等訪問 支援 *	保育所等に通う障害児に対して、当該施設を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を行います。
障害児 入所支援	福祉型障害児 入所施設 *	障害児を保護するとともに、日常生活の指導および自立に必要な知識技能の付与のための支援を提供します。
	医療型障害児 入所施設 *	知的障害児、肢体不自由児、重症心身障害児を保護するとともに、日常生活の指導や自立に必要な知識技能の付与および治療を行います。

【利用者負担】

原則として、サービスに要した費用の1割を負担していただきます。ただし、所得に応じた月額負担上限額が設定されます。*印：満3歳に達する日以後の4月1日から小学校就学前までの児童が利用する場合、無償化の対象。

区分	世帯の収入状況		負担上限額
生活保護	生活保護受給世帯		0円
低所得	市町村民税非課税世帯		0円
一般1	市町村民税課税世帯 (所得割 28万円未満)	居宅で生活する障害児	4,600円
		20歳未満の施設入所者	9,300円
一般2	市町村民税課税世帯 (所得割 28万円以上)		37,200円

障害児タイムケア

学校に通学中の障害児に対して、下校後の活動する場の確保とともに、家族の就労支援と一時的休息を目的とする預かりサービスです。(家族が仕事や介護等に従事し、下校後に児童を監護する人がいない場合。)

【利用者負担】

5,000円/月 (8月は10,000円/月)

※傷害保険料として、別途3,600円(年額)が必要です。

※学校(多可町内)へは、事業者によるお迎えがあります。(送迎代100円/1回)

帰り(事業所から自宅)は、保護者によるお迎えをお願いします。

心身障害児の日常生活を容易にするために必要な特殊寝台、特殊マット、入浴補助用具などの用具を給付します。

〔日常生活用具の種目〕

種類	種目
介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マット、特殊尿器、入浴担架、体位変換器など
自立生活支援用具	入浴補助用具、頭部保護帽、歩行補助杖（Ｔ字、棒状のつえ）、特殊便器、聴覚障害者用屋内信号装置など
在宅療養等支援用具	透析液加温器、ネブライザー（吸入器）、電気式たん吸引器など
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置、点字ディスプレイ、視覚障害者用ポータブルレコーダー、視覚障害者用拡大読書器、地デジ対応ラジオなど
排せつ管理支援用具	ストマ装具、収尿器、紙おむつ
居宅生活動作補助用具	居宅生活動作補助用具（手すり、スロープ等で設置に小規模な住宅改修を伴うもの）

〔利用者負担〕 原則として１割負担ですが、世帯状況に応じ、上限額が設定されます。

区分	世帯の収入状況	負担上限額
生活保護	生活保護受給世帯	０円
低所得	市町村民税非課税世帯	０円
一般	市町村民税課税世帯	37,200円

〔申請に必要なもの〕 ① 申請書 ② 手帳または医師意見書 ③ 用具の見積書、カタログ

※詳しくはお問い合わせください。

補装具費支給

身体障害児を対象に身体上の障害を補うため、車いす等の補装具の交付・修理費を支給します。

〔対象者〕 身体障害者手帳所持者、難病患者等 ※障害の内容により、交付・修理できる補装具の種目が決まっています。

〔補装具の種目等〕

- ① 眼鏡、義眼、視覚障害者安全つえ、コンタクトレンズ
- ② 補聴器
- ③ 義肢（殻構造または骨格構造）、装具、車いす、電動車いす、歩行器、歩行補助つえ（Ｔ字つえを除く）、座位保持装置、座位保持いす、起立保持具
- ④ その他、厚生労働省告示に定める補装具の種類に該当するもの。

〔利用者負担〕 原則として１割負担ですが、世帯状況に応じ、上限額が設定されます。

区分	世帯の収入状況	負担上限額
生活保護	生活保護受給世帯	０円
低所得	市町村民税非課税世帯	０円
一般	市町村民税課税世帯	37,200円

障がいのある方を対象に税金の軽減制度があります。

種類	内容	問合せ先
所得税及び住民税の障害者控除	自己又はその同一生計配偶者や扶養親族に税法上の障がい者に当てはまる場合には、一定の金額の所得控除を受けることができます。	【所得税】 西脇税務署 TEL: 0795-22-3171 【個人住民税】 町税務課 TEL: 0795-32-2386 FAX: 0795-32-2660
障害者の自動車税・軽自動車税の減免	身体障がい者の日常生活にとって不可欠な生活手段である車両に対する自動車税、軽自動車税の減免制度があります。 ※減免できる自動車は障がい者1人に対して1台（軽自動車含む）までで、運転者が重複しない場合に限りです。	【自動車税種別割】 県加東県税事務所 TEL: 0795-42-9331（課税） TEL: 0795-42-9336（徴収） FAX: 0795-42-6237 【自動車税環境性能割】 TEL: 078-441-0305 FAX: 078-642-1021 【軽自動車税環境性能割】 TEL: 078-822-6050 FAX: 078-642-1021 【軽自動車税種別割】 町税務課 TEL: 0795-32-2386 FAX: 0795-32-2660
所得税の非課税貯蓄（マル優）利子等の非課税	少額貯金、少額公債の各元金350万円までの利子等が非課税となります。	西脇税務署 TEL: 0795-22-3171
個人事業税の非課税	あんま・マッサージ・指圧・はり・きゅう・柔道整復その他の医業に類する事業を行うもので、両眼の視力を喪失した人および万国式視力表により測定した両眼の視力が0.06以下の視力障がいのある人は、個人事業税の課税対象外となります。	県加東県税事務所 TEL: 0795-42-9339 FAX: 0795-42-6237
贈与税の非課税	贈与を受ける場合、「特別障害者扶養信託契約」にもとづき、財産を信託業務を営む銀行に信託したときは、6,000万円まで非課税となります。	西脇税務署 TEL: 0795-22-3171
相続税の軽減	相続する方の障がいの程度、年齢に応じて軽減されます。	西脇税務署 TEL: 0795-22-3171

認定こども園・保育施設

認定こども園

こども未来課 ☎ 0795-32-2385

施設名	所在地	電話番号
みどりこども園	中区牧野 52	0795-32-3927
あさかこども園	中区安坂 495	0795-32-0026
四恩こども園	中区曾我井 896-7	0795-32-2915
キッズランドかみ	加美区の間 82-1	0795-30-7770
キッズランドやちよ	八千代区仕出原 353	0795-37-0001

小規模保育施設

こども未来課 ☎ 0795-32-2385

施設名	所在地	電話番号
ちびっこランドらくえん	八千代区俵田 111-22	0795-37-0174

多可町教育・保育共通カリキュラム

こども未来課 ☎ 0795-32-2385

町内の5園が共通カリキュラムのもとに保育を行います。

【保育観の共通理解】 一人一人の特性や発達過程に即した保育を行い、創造的な思考や主体的な生活態度等の基礎を培います。

【小学校教育との円滑な接続】 共通の目的をもって協同して園生活を展開→学校生活や学習の基盤を育成します。

通園バス

こども未来課 ☎ 0795-32-2385

町内の認定こども園の通園には、通園バスが利用できます。

【申込先】

各教育・保育施設

令和7年度 利用者負担額（保育料）基準額表

保育園部

各月初日の小学校就学前子どもの 属する世帯の階層区分			保育料（月額）（単位：円）				多子軽減 【注2】	年収 ※参考 （単位：円）
階 層	区 分		3歳未満児		3、4、5歳児			
			標準時間	短時間	標準時間	短時間		
1	生活保護法による被保護 世帯（単給世帯を含む）等※		0	0	0			0
2	市町村民税非課税世帯		0	0				～約260万
3	市町村民税所得 割課税額が右の 区分に該当する 世帯 【注1】	48,600 円未満	17,500	16,500			①下表 （例1）	～約330万
4		48,600 円以上 57,700 円未満	25,000	24,000				～約350万
		57,700 円以上 73,000 円未満					②下表 （例2）	～約470万
5		73,000 円以上 97,000 円未満	27,000	26,000				～約540万
6		97,000 円以上 133,000 円未満	38,000	37,000				～約640万
7		133,000 円以上 169,000 円未満	40,000	39,000				～約930万
8		169,000 円以上 301,000 円未満	52,900	51,900				約930万～
9	301,000 円以上	72,000	71,000					

※中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯・児童福祉法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者または同法第6条の4に規定する里親である保護者世帯を含む。

・その他にかかる料金・・・給食費等は実費（主食費は町から助成します）を各認定こども園等にお支払いください。

【注1】 保育料算定上の市町村民税所得割額には、次の税額控除は適用されませんので、通常の市町村民税所得割額に加えて計算します。

- ・住宅借入金等特別税額控除
- ・配当控除
- ・配当割額控除
- ・株式等譲渡所得割額控除
- ・寄付金税額控除
- ・外国税額控除

【注2】 多子軽減について

- ・同一世帯（同一生計）に子どもが2人以上いる場合、最年長の子どもを第1子、その下の子を第2子、第3子…と数え、保育料は次のとおり算定します。階層区分によって保育料の算定が変わります。

保育料の算定 第1子…全額、第2子…半額、第3子…無料 （実際の兄弟順位と異なる場合があります）

①第3階層～第4階層内 57,700円未満まで→子どもの年齢に制限なく算定します。

	年齢	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	小学生	中学生	高校生～
例1	兄弟順位	第4子 入園中	第3子 入園中	第2子 入園中				第1子		
	保育料	第4子 無料	第3子 無料	第2子 半額	国の政策を受けて無償			第1子 -		

②第4階層内 57,700円以上～第9階層→特定教育・保育施設等に在籍している児童の中で算定します。

	年齢	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	小学生	中学生	高校生～
例2	兄弟順位	第4子 入園中	第3子 入園中	第2子 入園中				第1子		
	保育料	第3子 無料	第2子 半額	第1子 全額	国の政策を受けて無償			就学前児童の中で第1子、 第2子、第3子…と数える		

ひとり親・在宅障がい児(者)のいる世帯の第2～5階層について

保育園部

入園児童の属する世帯の市町村民税額が77,101円未満で、次の①～③に該当し、次表の階層に認定された場合は、次表の保育料を適用します。証明できる書類(特別児童扶養手当証書、障害者手帳など)を持参してお申し出ください。

- ① 母子及び寡婦福祉法に定める母子家庭および父子家庭
- ② 同じ世帯に身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方がいる
- ③ 特別児童扶養手当支給対象児、障害基礎年金等の受給者がいる

各月初日の小学校就学前子どもの属する世帯の階層区分			保育料（月額）（単位：円）				多子軽減 【注3】
階層	区分		3歳未満児		3、4、5歳児		
			標準時間	短時間	標準時間	短時間	
2	市町村民税非課税世帯		0	0	0	0	
3～5	市町村民税所得割課税額が 右の区分に該当する世帯【注1】	77,101 円未満	8,300	7,800	0	0	③下表 (例 3,4)

【注3】多子軽減について

同一世帯(同一生計)に子どもが2人以上いる場合、子どもの年齢に制限なく算定をし、第2子以降は無料です。

例3	年齢	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	小学生	中学生	高校生～
	兄弟順位	第3子 入園中	第2子 入園中	第1子 入園中						
	保育料	無料	無料	全額	国の政策を受けて無償					

例4	年齢	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	小学生	中学生	高校生～
	兄弟順位	第4子 入園中	第3子 入園中	第2子 入園中				第1子		
	保育料	無料	無料	無料	国の政策を受けて無償			-		

令和7年度 利用者負担額(保育料) 基準額表

幼稚園部

満3歳児から5歳児まで	無料
-------------	----

※その他にかかる料金・・・給食費等は実費(主食費は町から助成します)を各認定こども園等にお支払いください。



幼児教育・保育の無償化

3歳児から5歳児までの幼稚園・保育所・認定こども園等を利用する子どもの保育料等が無償になりました。

※0歳児から2歳児までの住民税非課税世帯の子どもも対象になります。

幼稚園・認可保育所・認定こども園等

以下のとおり保育料が無償化されます。

【対象者・利用料】

3歳児から5歳児のすべての子ども → 無償化

0歳児から2歳児までの子ども → 住民税非課税世帯を対象に無償化

【期間】 満3歳になった後の4月1日から小学校就学前までの3年間

- ・幼稚園、認定こども園（教育利用）の子どもは、3歳になった日（満3歳児）（※）から無償化の対象です。
※多可町にお住まいの方は、3歳になった日の翌月から幼稚園・認定こども園（教育利用）を利用でき無償化の対象になります。
- ・通園送迎費、行事費、副食費（おかず・おやつ等）の費用などは、これまでどおり保護者負担となります。

【対象施設・事業】 幼稚園・認可保育所・認定こども園・企業主導型保育事業・地域型保育事業（※）

※地域型保育事業とは、小規模保育・家庭的保育・居宅訪問型保育・事業所内保育を指します。



幼稚園・認定こども園（教育利用）などの預かり保育

利用日数に応じて以下のとおり預かり保育利用料が無償化されます。

●無償化の対象となるためには、「保育の必要性の認定」（p39）を受ける必要があります。

【対象者・利用料】

3歳児から5歳児までの子ども → 月額1.13万円まで

満3歳児の子ども → 住民税非課税世帯を対象に月額1.63万円まで

※住民税課税世帯の満3歳児の子どもの預かり保育利用料は、無償化の対象にはなりません。

※利用日数に応じて上限額は変動します。（1日あたりの上限は450円）



認可外保育施設等

以下のとおり認可外保育施設等の利用料が無償化されます。

●無償化の対象となるためには、下記の「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

【対象者・利用料】 ※認可保育所、認定こども園等を利用できていない方が対象

3歳児から5歳児までの子ども → 月額 3.7 万円まで

0歳児から2歳児までの子ども → 住民税非課税世帯を対象に月額 4.2万円まで

【対象施設・事業】 認可外保育施設(※) / 一時預かり事業 / 病児保育事業 / ファミリー・サポート・センター事業

※認可外保育施設とは、一般的な認可外保育施設、認可外の事業所内保育所等を指します。

※ 無償化にあたり“保育の必要性の認定”が必要です。

	認可保育所 認定こども園 (2・3号)	認定こども園 (1号)		幼稚園 (国立大学附属幼稚園を含む)		認可外 保育施設等
		教育	預かり保育	教育	預かり保育	
3～5歳児 3歳になった後最初の 4月から就学前までの 3年間	無償	無償	月額 1.13 万円 まで無償(※)	無償 (2.57 万円) (国立大学附属幼稚園 0.87 万円)	月額 1.13 万円 まで無償(※)	月額 3.7 万円 まで無償(※)
満3歳児 3歳になった日から最 初の3月31日までに ある子ども			月額 1.63 万円 まで無償(※) (住民税非課税世帯)		月額 1.63 万円 まで無償(※) (住民税非課税世帯)	
0～2歳児 (住民税非課税世帯)	無償					月額 4.2 万円 まで無償(※)

保育の必要性の認定とは？

次のいずれかの事由によって父母（保護者）のいずれもが家庭において児童の保育が困難であることを市町村が認定することです。

- ① 就労（一時預かりで対応可能な短時間の就労は除く）
- ② 妊娠・出産
- ③ 保護者の疾病・障害
- ④ 同居または長期入院等している親族の介護・看護
- ⑤ 災害
- ⑥ 求職活動
- ⑦ 就学
- ⑧ 虐待やDVの恐れがあること
- ⑨ 育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること（※）
- ⑩ その他、上記に類する状態として市町村が認める場合

※現在育児休業取得中で、当該育児休業中に保育（2号）から教育（1号）へ変更申請した児童を除く

お問い合わせ先

こども未来課（アスパル） ☎0795-32-2385

小学校

教育委員会 学校教育課 ☎ 0795-32-2395

学校名	所在地	電話番号	通学地域
中町南小学校	中区森本 152-1	32-0011	高岸、奥中、徳畑、茂利、中村町、安坂、靱屋、坂本、曾我井、森本、西安田、中安田、東安田
中町北小学校	中区鍛冶屋 434	32-0012	門前、安楽田、東山、田野口、牧野、鍛冶屋、間子、岸上、天田
松井小学校	加美区熊野部 835	35-0001	豊部、熊野部、岩座神、棚釜、多田、奥荒田、的場、寺内、西脇、山野部
杉原谷小学校	加美区市原 59	36-0009	山寄上、鳥羽、清水、轟、山口、西山、市原、丹治、大袋、三谷、箸荷、門村、杉原、奥豊部、観音寺
八千代小学校	八千代区中野間 1137	37-0033	八千代区全域

中学校

教育委員会 学校教育課 ☎ 0795-32-2395

学校名・住所・電話番号	中町中学校 中区奥中 588 TEL: 32-0009	加美中学校 加美区豊部 300 TEL: 35-0300	八千代中学校 八千代区中野間 680 TEL: 37-0049
-------------	--------------------------------	---------------------------------	------------------------------------

転入・転校の手続き

教育委員会 学校教育課 ☎ 0795-32-2395

■ 町外から転入された場合

- ① 住民課で転入手続きを行ってください。
- ② 後日、学校教育課からご自宅へ送付された「就学通知書」を就学先の学校に提出してください。
- ③ 前の学校で渡された「在学証明書」「転学児童（生徒）教科用図書給与証明書」を指定された学校へ持参し、入学手続きを行ってください。

■ 町外へ転出される場合

- ① 住民課で転出手続きを行ってください。
- ② 多可町内で通っていた学校で「在学証明書」「転学児童（生徒）教科用図書給与証明書」をもらい、それをもって転出先の教育委員会で入学手続きを行ってください。

学力向上

教育委員会 学校教育課 ☎ 0795-32-2395

「第3期多可町学力向上3か年計画」に基づき、「組織力の強化」「授業力の強化」「家庭との連携強化」を3つの柱として、子どもたちの学力の向上に取り組んでいます。

「主体的・対話的で深い学び」の視点に立って授業改善を行い、①基礎的・基本的な知識技能の習得と、②思考力・判断力・表現力など活用力の育成を図っています。

■ 具体的な取組の例

- ・小中学校に「多可町学力向上推進アドバイザー」を派遣し、校内研修を支援
- ・学習のつまずきが出やすい小学3年生の授業に「学習支援員」を配置し、授業を支援
- ・1人1台コンピュータによる「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った授業の充実
- ・タブレットドリル等を活用した個に応じた学習指導の充実
- ・放課後がんばりタイム（地域人材を活用した補充学習）の実施
- ・ドリル教材等を活用した個別最適化された学習指導の充実
- ・英検4級以上を受験する児童生徒への受験料半額補助 など

多可町っ子いきいき献立

学校給食センター ☎ 0795-30-2101

多可町では、できるだけ地元食材を使用し工夫した献立を立て、安全で安心なおいしい給食を提供することを心がけています。

特別メニューの「多可町っ子いきいき献立」は、給食費に町予算を上乗せして、年2回程度実施しています。より多くの地元食材を使用し、“おいしい給食”として子どもたちに好評を得ています。



参考：令和6年1月15日実施
「多可町っ子いきいき献立」

放課後児童クラブ（学童保育）

こども未来課 ☎ 0795-32-2385

昼間、保護者等が仕事等により家庭にいない、小学校1年生から6年生までの児童を対象に授業の終了後等に遊びを中心とした保育を行うことにより児童の健全な育成を図ります。

【対象児童・実施場所】

区	クラブ名	実施場所	対象
中区	中南にこにこクラブ	中南小南校舎 1 階 2 階	中町南小学校
	中北にこにこクラブ	中北小北校舎 1 階	中町北小学校
加美区	松井っ子クラブ	みなみ児童館	松井小学校
	杉っ子クラブ	杉っ子会館	杉原谷小学校
八千代区	八千代わんぱくクラブ	八千代わんぱく会館	八千代小学校

※土曜日は、ココミル（子育てふれあいセンター）交流室で保育します。

【開所日・開所時間】

- ① 平日 … 通常教育時間終了後～午後 7 時
- ② 土曜日 … 午前 8 時～午後 7 時
- ③ 長期休業期間・代休 … 午前 8 時～午後 7 時
(②③のみ申請があり必要と認められた場合は午前 7 時 30 分から開所)

【休日】

- ・日曜日、祝日、盆（8 月 13 日～15 日）
- ・年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）
- ・4 月 1 日は新年度準備のため、休業します（1 日が土曜日の場合…3 月 31 日休業、日曜日の場合…4 月 2 日休業）。

【利用料・おやつ代】

① 利用料（保険料を含む）

年間を通じてご利用いただく場合	
月額（8 月以外）	5,300 円
月額（8 月）	10,300 円

長期休業日のみご利用いただく場合	
春季休業日	4,600 円
夏季休業日	13,600 円
冬季休業日	3,600 円

② 土曜日利用料（①に加算）

1 回 400 円（上限 1 か月あたり 1,000 円）

③ おやつ代（長期休暇中のみ）

春季休業日	1,000 円
夏季休業日	2,500 円
冬季休業日	500 円

④ 減免制度

下記の減免制度があります	
生活保護費受給世帯	全額免除
市町村民税非課税世帯	2 分の 1 減免
就学援助認定世帯	2 分の 1 減免

保護者等が勤務時間や通勤時間等の都合で、認定を受けた保育利用時間を超えて保育を利用した場合は、延長保育料が発生します。

延長保育料や詳細については、各教育・保育施設へお問い合わせください。

病児保育

病児保育とは、教育・保育施設などに通っているお子さんが病気のため集団生活が困難な場合に、一時的にそのお子さんをお預かりするものです。もしもの時のために、早めの登録がおすすめです。

【対象者】

6ヵ月～おおむね10歳未満

病気であり入院の必要はないけれど、安静の必要があるために教育・保育施設や一時預かり保育の利用ができず、保護者が、仕事・病気・傷病・出産・冠婚葬祭などのため家庭で保育ができない場合で、かかりつけ医から病児保育の実施が可能であると判断されたときに利用できます。（町外のお子さんも利用可）

【利用日および利用時間】

月・水・木・金曜日：8:30～18:30

火・土曜日：8:30～12:30

※初めて利用される方は診察後のお預かりになります。

※おひさまにここクリニックの休診日を除く。

※都合により、利用できない日や利用時間の短縮が発生する場合があります。

【利用期間】 1回につき連続7日まで

【利用料】 ※利用毎に、おひさまにここクリニックへお支払いください

利用時間等		利用料（町内）	利用料（町外）
※要申請 生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む） 市町村民税非課税世帯等【注1】		無料	
上記以外の世帯	2時間未満	500円	750円
	2時間以上4時間未満	1,000円	1,500円
	4時間以上6時間未満	1,500円	2,250円
	6時間以上	2,000円	3,000円

おひさまにここクリニック

多可町中区天田 43-1

TEL: 0795-30-0130

【一般外来予約専用】

TEL: 050-5840-2020

【HP】



【LINE】



【Instagram】



【注1】中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯および当該年度（4月から6月までにおいては前年度）における市町村民税非課税世帯

【利用方法】

① こども未来課へ事前登録します。

「病児保育利用登録申請書」に必要事項を記入のうえ、こども未来課へご提出ください。

② 医療機関で受診します

かかりつけ医（西脇市多可郡医師会）に「病児保育情報提供書」の記入（無料）をお願いしてください。

③ おひさまにここクリニックに電話予約をします

利用希望日の前日（空いていれば当日でも可）までに連絡し、お子さまのお名前、年齢、症状、利用したい日などを伝えてください。（受付時間：8:45～18:30）

④ 利用当日

「病児保育利用申請書」に必要事項を記入し、「病児保育情報提供書」を付けておひさまにここクリニックへご提出ください。 ※おひさまにここクリニックで受診の場合、情報提供書は不要。

■ 幼稚園型

認定こども園に教育利用で在籍する児童で、通常の利用時間を超えて一時的に保育を利用した場合は、別途利用料が発生します。利用料については、各教育・保育施設へお問い合わせください。

■ 一般型・余裕活用型

認定こども園等を利用していない家庭において、保護者が就労・通院・冠婚葬祭等や育児疲れによるリフレッシュ等による理由で、一時的に保育が必要となる児童が対象です。利用料や詳細については、教育・保育施設へお問い合わせのうえ、直接お申し込みください。施設の状況により利用できない場合があります。

■ 一時預かり利用者負担軽減制度

一時預かり（一般型・余裕活用型）をご利用の方で利用日時点において多可町内に住所があり、次の要件に該当する方は利用料の一部を軽減する制度があります。（詳しくはこども未来課までお問い合わせください。）

- ① 生活保護世帯
- ② 住民税非課税世帯
- ③ 市町村民税所得割合算額 77,101 円未満の世帯
- ④ 町長が特に支援が必要と認める世帯

子育て家庭ショートステイ

子育て家庭ショートステイは、児童を養育している家庭の保護者が、社会的事由（疾病、育児不安・疲れ、看病疲れ、出産、看護、事故、災害、冠婚葬祭、失踪、転勤、出張、および学校等の公的行事への参加）により、一時的に家庭において養育できない場合、および母子が夫の暴力により緊急一時的に保護を必要とする場合等に、児童福祉施設等で養育・保護をする事業です。

【対象者】

- ① 多可町内に居住する者であり、かつ、養育が一時的困難となった家庭の児童（18 歳未満）
 - ② 多可町内に居住する者であり、かつ、緊急一時的に保護を必要とする母子等
- ※いずれも、利用者の申請後審査し、養育・保護が適当だと町長が認めたものとします。

【利用日数】 1 回の利用につき、原則 7 日以内

【実施施設】 里親、児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設

【利用料】

世帯状況	利用料（日額）		
	2 歳未満児慢性疾患児	2 歳以上児	緊急一時保護の母親
生活保護世帯	0 円	0 円	0 円
市町村民税非課税世帯	1,100 円	1,000 円	300 円
その他の世帯	5,350 円	2,750 円	750 円

【申込方法】

子育て家庭ショートステイ事業利用申込書をこども未来課へ提出してください。

【利用の決定について】

申請の審査および実施施設の受入可否等の確認を行った上、利用決定通知書をお渡しします。

※養育・保護が適当でないと認めた場合や、希望された施設の利用ができない場合（空き状況の関係）は、その旨ご連絡します。

児童（18 歳未満）の養育について支援が必要である家庭に対し、保健師等による専門的な訪問支援を行う事業です。

【対象家庭】

産後において、子育てに対して不安、孤立感等を抱え、支援者がおらず、家事、育児等が困難な養育者のいる町内の家庭

【専門的訪問支援（保健師等の訪問）の内容】

- ① 産褥期の養育者または低出生体重児・多胎児の養育者に対する育児指導、育児相談、保健指導または養育者の身体的・精神的不調状態に対する相談・指導
- ② 児童虐待のおそれをかかえる家庭に対する相談・指導
- ③ 心身の発達に諸問題を有しているおそれのある児童に関する相談・指導
- ④ 出産後の養育について出産前において支援が必要な妊婦に対する相談・指導・助言

【派遣時間】

- ・土日祝日、年末年始を除く午前 9 時から午後 5 時までの間
- ・1 回 2 時間以内（1 時間単位）

【利用料】 無料**【利用方法】**

電話・面談により相談してください。（ご家庭の状況について聞きとり）

子育て世帯訪問支援事業

家事・育児に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦・ヤングケアラー等がいる家庭に対してヘルパーが訪問し、家事・育児等を援助することで、安定した養育ができるように支援する事業です。

【対象家庭】

- ① 家事・育児等が困難で不安を抱え、養育環境の改善が必要な家庭
- ② 食事、生活環境等について、不適切な状態にあるなど、虐待のおそれのある家庭
- ③ 若年妊婦等、出産後の養育について出産前に支援を行うことが必要な家庭 など

【支援内容】

食事、洗濯、掃除、買い物、育児、児童の送迎、家事・育児の一般的な相談 など

【訪問時間】

午前 9 時から午後 5 時までの間（1 回 2 時間以内）

【利用料】 無料**【利用方法】**

- ① 電話・面談により相談してください。（ご家庭の状況について聞きとり）
- ② 申請の審査を行ったうえで、利用決定通知書をお渡しします。

妊娠期から出産後において、育児や家事を行うことが困難な家庭等に、ヘルパーを派遣し、育児や家事の援助を行うことにより、安心して出産および育児ができるように支援する事業です。

【対象者】

町内に住所を有する者のうち、母子健康手帳の交付を受けた日から産後おおむね1年以内で、育児および家事が困難かつ、日中の育児や家事の支援者がいない妊産婦等

【サービス内容】

○ 育児に関すること

沐浴の介助、授乳および離乳食の補助、おむつ交換、他の兄姉の育児援助、その他必要な育児援助

○ 家事に関すること

食事の準備と後片付け、衣類の洗濯、居室等の清掃および整理整頓、生活必需品の買い物、その他必要な家事援助

【派遣時間】

- ・土日祝日、年末年始を除く午前9時から午後5時までの間
- ・1回2時間以内（1時間単位） ※1日2回までの利用が可能

【利用料】 **1回あたり500円** ※生活保護世帯、町民税非課税世帯は無料

【申込方法】

- ・多可町産前産後ヘルパー派遣事業利用申請書をこども未来課へ提出してください。
- ・ヘルパー派遣の都合上、できるだけ利用日の14日前までに申込をしてください。

【利用料の請求・支払い】

- ・1か月毎に利用分をまとめて、請求書（納付書）をお送りします。
- ・お支払いは、多可町役場会計課・加美地域局・八千代地域局・指定金融機関のいずれかでお願います。

【注意事項】

- ・利用者が在宅の状態での支援になりますので、留守番や子どもだけの預かりはできません。
- ・ヘルパーは、育児や家事のお手伝いを基本としていますので、専門業者等ではないことをご理解の上、ご利用ください。
- ・利用をキャンセルされる場合は、利用日前日の午後5時までに、こども未来課までご連絡ください。連絡がない場合は、派遣費用を負担していただくことがあります。
- ・急な利用の場合は、こども未来課までご相談ください。

子育て家庭を応援するため、育児用品を無料で貸出します。

【対象者】

- ①町内在住で、就学前乳幼児の保護者または養育者（養育する予定の人）。
- ②里帰り出産等で、乳幼児を一時的に保護・養育している人。

【貸出用品】 チャイルドシート、ジュニアシート、ベビーカー

【貸出期間】 **1か月** ※ただし、最長3か月まで延長することができます。

【申込方法】

子育て応援育児用品貸出事業利用申請書兼誓約書に必要事項を記入し、ココミル（子育てふれあいセンター）へ提出してください。ホームページからも申し込みができます。

子育て支援 ☆体験や交流の場☆

児童館

こども未来課 ☎ 0795-32-2385

児童に健全な遊び場を提供し、児童の健康増進や情操を豊かにする目的で設置しています。



【児童館HP】

名称	所在地	使用時間	休館日	電話番号
中児童館	中区高岸 425 番地 6	午前 9 時～午後 5 時	日・月・祝 12/29 ～ 1/3	0795-32-4328
みなみ児童館	加美区的場 68 番地 1			0795-35-1420

【対象者】 ① 町内在住の児童。乳幼児の場合は保護者同伴。 ② 児童福祉に携わる団体など

にここサポート（子育てコンシェルジュサポーター事業）

ココミル ☎ 0795-32-2816

移住者や転入者・子育てに不安を抱える保護者が子育て支援サービスを円滑に利用できるように、子育てコンシェルジュサポーターが子育てコンシェルジュへの橋渡しを行います。保護者同士、またココミルとつながることで、安心して子育てができる環境を整えます。

【対象者】 ① 町内に住所を有する者 ② 0 歳から 6 歳までの子どもを養育する保護者等

【サービス内容】

- ・子育てコンシェルジュサポーターとの交流
- ・ココミル（子育てふれあいセンター）および子育てコンシェルジュの紹介
- ・子育て情報の提供および案内等
- ・その他必要な援助

【利用場所】

ココミル（子育てふれあいセンター）内、またはココミル外でココミルが主催する事業を実施する場所

【利用日および利用時間】

火曜日から日曜日（祝日、年末年始除く）
午前 9 時から午後 4 時

【利用料】 無料

【利用回数】 1 人 4 回まで

【申込方法】

子育てコンシェルジュサポーター利用申請書に必要事項を記入し、こども未来課または申請書を設置している役場窓口に提出してください。ホームページからも申し込みができます。

森のようちえんへの支援

こども未来課 ☎ 0795-32-2385

多可町の豊かな自然環境を中心として野外で幼児教育を行う森のようちえんに対し、助成を行っています。

【対象者】 ① 町内に活動の本拠地を有し、野外での幼児教育等を行う組織

② 満 1 歳から小学校就学前までの児童が 5 名以上通園している組織

【助成額】 週 4 日以上通園する町内の幼児 1 名につき年間 20 万円（上限 100 万円）

社会教育 ☆学校・家庭・地域連携☆

地域全体で未来を担う子どもたちが健やかに育む環境をつくるため、学校、家庭、地域住民等が連携・協働して、様々な活動を行っています。

放課後子ども広場事業

教育委員会 学校教育課 ☎ 0795-32-2395

放課後の校庭等において、地域住民の見守りのもと、自由遊びを通して異年齢による群れ遊びの場を確保します。

実施場所	実施時期	活動内容
町内 5 小学校	放課後	サッカー、野球、バトミントン、なわとび等の運動遊びや昔遊びが中心

学校支援活動

教育委員会 学校教育課 ☎ 0795-32-2395

学校教育に学校支援ボランティアとして地域住民など学校外の力を提供することで、学校のニーズに応じた様々な地域学校協働活動を展開しています。多様な体験の機会が増え、子どもたちと地域の方々との絆の強まりなどの効果が期待されます。

実施場所	実施時期	活動内容
町内小・中学校	年間を通して	地域学校協働本部事業、学校支援ボランティア事業を実施。学校の授業の補助（例：郷土学習、ミシン、昔あそび、読み聞かせ等）、図書ボランティア、登下校の見守り、部活動の指導、クラブ活動（播州歌舞伎、鼓笛、茶道等）の指導、学校内の環境整備など。



社会教育 ☆様々な体験活動☆

伝統文化や人権教育をはじめ、様々な体験活動を実施しています。

ハートフルスクール事業

教育委員会 学校教育課 ☎ 0795-32-2395

夏季休業中の中学生を対象に、様々な人権問題に関する参加体験型の学習プログラムを通して、豊かな人権感覚を身につける機会とします。また道徳の教科化に伴う多可町人権教育コア・カリキュラムや地域に学ぶ体験学習支援事業とも連携します。

対象者	実施時期	活動内容
町内の中学生	夏季休暇期間 (7～8月)	部落問題をはじめとする人権問題に関するプログラムを実施。 ノ一部活デーに開催することで多くの中学生が参加できるようにする。 [過去の例] ・鶴野飛行場で平和学習 ・皮革工場見学とレザークラフト体験 ・社協まつりでボランティア など

出前ひろば（地域家庭教育支援事業）

教育委員会 学校教育課 ☎ 0795-32-2395

多可町では毎月第3日曜日を「家庭の日」と定めています。親子で参加できる週末の体験学習等を提供するとともに、家庭の教育力の向上を図ります。

対象者	実施時期	内容
町内の園児・小学生 とその保護者	年間4講座程度	[過去の例] ・フェルトマスコットをつくろう ・クリスマスリースをつくろう ・山田錦の米粉でクレープをつくろう ・マリンドームをつくろう ・フロートキャンドルをつくろう ・バレンタインフラワーケーキをつくろう

中学生ボランティア事業

教育委員会 学校教育課 ☎ 0795-32-2395

中学生に地域におけるボランティア活動の場を提供し、学校外での活動を通して様々な人とかわり、地域の一員としての自覚や自己有用感を育む活動を推進します。

対象者	町内の中学生
実施時期	年間を通して
活動内容	・たかっこフェスタ ・子育てふれあいセンター事業 ・児童館事業 ・図書館事業 など

あったかわくわく子ども教室

長い歴史と伝統の中から生まれ、守り伝えられてきた国民の貴重な財産である伝統文化を知り、継承していく機会とします。また、活動を通して様々な礼儀や作法に触れることで、子どもたちの豊かな人間性を育みます。

【内容】

教室名	対象	問い合わせ先	電話番号
囲碁教室	小学1～6年生	中児童館	0795-32-4328
将棋教室	小学2～6年生	中児童館	0795-32-4328
茶道教室	小学3～6年生	中児童館	0795-32-4328
カブキッズたか（播州歌舞伎）	小学1～6年生	教育委員会 学校教育課	0795-32-2395

※申込み方法等の詳細は、町内各小学校に配布のチラシをご確認ください。



ホリデイチャレンジ（土曜チャレンジ学習事業） 教育委員会 学校教育課 ☎ 0795-32-2395

地域の多様な経験や技能を持つ人材、企業等の協力により、土日や祝日、長期休業等の休日に体系的・継続的なプログラムを計画・実施する取り組みを支援し、教育支援体制の構築を図ることにより、子どもたちにとってより豊かで有意義な休日を実現していきます。

対象者	実施時期	内容
町内の園児・小学生	年間を通して	[過去の例] ・フロートキャンドルを作ろう ・竹で水鉄砲を作ろう ・木の枝と毛糸で作ろう ・杉原紙でお正月飾りを作ろう ・Sushi ロールを作ろう ・カルメ焼きを作ろう ・多可町の木材で貯金箱を作ろう ・プログラミング教室（ゲームを作ろう） ・4コマ漫画を描こう ・ゴーラウンドスポーツ（ビーチバレー・フットサル）



あったか家族多世代住宅助成事業

定住推進課 ☎ 0795-32-4776

生まれ育った多可町で、親や祖父母と同居、近居（同区内）するために、新築・増築・改築または修繕する費用の一部を助成します。

- 【対象者】 ① 親や祖父母をサポートし、同居、近居（同区内）するために住宅を新築、増築、改築または、修繕し、多可町に定住する人
 ② 合計年齢が 100 歳未満の夫婦、もしくは 50 歳未満の人
 ③ 同居、近居する方全員に、町税等の滞納がない人
 ④ 建築基準法などの関係法令を遵守して、新築、増築、改築または修繕工事をされる人
 ⑤ 新築、増築、改築または修繕の**工事費が 100 万円以上**となる人（前の住宅の解体工事費や敷地の造成工事費は対象外）
- 【助成額】 補助対象工事費 100 万円以上の新築、増築、改築または修繕工事に対して**助成金上限 30 万円**
 ※申請前に着手された工事については受付できません。工事着手前に申請してください。

三世代同居対応改修工事推進事業補助金

定住推進課 ☎ 0795-32-4776

若年層の定住を促進し、活力ある町づくりを進めるため、三世代同居など複数世帯の同居に対応した住宅改修をする場合、費用の一部を兵庫県と協働して補助します。

- 【対象になる工事】
- ① キッチン、浴室、トイレまたは玄関のいずれかの増設工事のうち、改修工事後にキッチン、浴室、トイレおよび玄関のいずれか 1 つ以上が複数個所となる工事
 ※既設部分の改修工事は対象外
 - ② 兵庫県住宅改修業者登録制度の登録事業者が実施する工事
 - ③ 改修後に耐震基準を満たす工事
- 【対象者】
- ① 申請日時点において、小学生以下の子どもがいる子世帯とその親世帯の三世代が同居しているまたは同居予定の人
 - ② 事業完了から継続して 10 年以上三世代同居をする人
 - ③ 町税等の滞納がない人

- 【申込期間】 兵庫県が指定する日～11月28日
 ※対象工事、対象者についての具体的な要件がありますので、詳細についてはお問い合わせください。
 申請は予算内で先着順です。
 ※工事契約前に申請してください。

【補助額】

対象事業費	補助額
100 万円未満	対象外
100 万円以上 150 万円未満	80 万円
150 万円以上 200 万円未満	120 万円
200 万円以上 250 万円未満	150 万円
250 万円以上 300 万円未満	180 万円
300 万円以上 350 万円未満	220 万円
350 万円以上 400 万円未満	250 万円
400 万円以上	270 万円

兵庫県信用組合との包括地域連携協定のもと、若者・子育て世代が、同組合の住宅ローンを利用して初めて住宅を新築、リフォームまたは購入する場合に、利子相当分を町と同組合が助成します。

【対象者】

- ① ローン契約者の年齢が 20 歳以上 50 歳未満の人。ただし、18 歳未満の子どもがいる場合は 60 歳未満の人
- ② 町内に住宅を新築またはリフォームする場合に、同組合から借入金 3,000 万円を上限として、令和 10 年 3 月 31 日までにローン契約した人
- ③ 税などを滞納していない人

【助成額】 住宅ローン貸付年利率 0.5% 相当額

ハイランドかみの郷 宅地分譲若者世帯支援特例制度

定住推進課 ☎ 0795-32-4776

若者の定住対策および子育て支援の一環として、新婚世帯や扶養している中学生以下の子ども的人数に応じて、分譲価格から次の金額を減額します。※減額の限度額は、110 万円です。

区分	新婚世帯	第 1 子	第 2 子	第 3 子	第 4 子
金額	30 万円	50 万円	30 万円	20 万円	10 万円

ハイランドかみの郷 分譲地購入者 新築助成制度

定住推進課 ☎ 0795-32-4776

ハイランドかみの郷で、居住目的の住宅を新築する経費の一部を助成します。

- 【対象者】
- ① 多可町に 5 年以上定住することを誓約する人で、令和 11 年 3 月 31 日までに住宅建築に係る工事を契約し、令和 12 年 3 月 31 日までに新築する人
 - ② 助成対象者および同一世帯の方全員に、町税等の滞納がない人
 - ③ 購入分譲地に自らが居住する住宅を新築する人

【助成額】 新築費の 100 分の 5 に相当する金額（上限 50 万円、千円未満切り捨て）

中古住宅購入助成事業

定住推進課 ☎ 0795-32-4776

町内の中古住宅を購入し、転入または転居された場合、一定額を助成します。

- 【対象者】
- ① 多可町に定住する意思を持ち、10 年以上の居住を誓約する人
 - ② 町税等の滞納がない人

- 【助成額】
- ① 夫婦の合計年齢が 80 歳未満の世帯、18 歳未満の子どもまたは妊娠している人が同居している世帯、40 歳未満の単身世帯 20 万円
 - ② 上記以外の世帯 10 万円

若年世帯または子育て世代が空き家を取得し、自己居住用の住宅として改修する費用の一部を補助します。

【対象となる空き家】

- ① 一戸建て住宅の空き家
- ② 築 20 年以上であること
- ③ 台所・便所・風呂等の水回り設備が 10 年以上未更新
- ④ 空き家期間が 6 か月以上
- ⑤ 改修工事により耐震性能を有すること

【対象者】

- ① 合計年齢が 80 歳未満の世帯もしくは子ども（18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子ども）または妊娠している人が同居している世帯
- ② 10 年以上継続的に住宅として活用することに同意する人
- ③ 税などを滞納していない人

【申込期間】

兵庫県が指定する日 ～ 10 月 31 日

※申請は予算内で先着順です。

対象経費	補助額
100 万円未満	対象外
100 万円以上 150 万円未満	120 万円
150 万円以上 200 万円未満	170 万円
200 万円以上 250 万円未満	220 万円
250 万円以上 300 万円未満	270 万円
300 万円以上	300 万円

※ 定額または補助対象経費のいずれか低い額

※ 工事契約前に申請してください

移住者向けお試し住宅

多可町へ移住を検討されている方が、風土や日常を体験しながら移住・定住への足掛かりとするため一時的に居住していただける住宅を提供します。

- 【対象者】
- ① 年収の 1/12 が使用料の 3 か月以上、または 3 か月以内に町内事業者に勤務することが決まっている人
 - ② 申請日時点で 40 歳未満の単身者、合計年齢が 80 歳未満の夫婦、または小学生以下の子を同居扶養している家族
 - ③ 町外在住で多可町への移住を希望しており、町内で住宅に困っている人
 - ④ 税金等の滞納がない人
 - ⑤ 暴力団員でない人

【使用期間】 1 か月から原則 1 年以内（事情により 2 年まで更新可能）

【使用料】 月額 29,900 円～33,400 円

※住宅によっては別途駐車場代 1,000 円が必要

子育て・若者世帯に、通常よりも安価な家賃で提供しています。

【対象者】 次のいずれかに該当する世帯

- ① 中学校を卒業するまでの子を同居扶養している子育て世帯
- ② 合計年齢が 80 歳未満の夫婦世帯
- ③ 月収が 15 万 8,001 円以上 48 万 7,000 円以下の世帯

【入居期間】 **入居許可日から 5 年間**。ただし、契約期間が満了する年度に 18 歳以下の子を同居かつ扶養している場合は、さらに 5 年を限度に更新ができます。
※地域のコミュニティ活動に積極的にご参加ください。

【中区】

特別賃貸住宅	間取り	入居者負担月額（減額無しの場合）	子育て・若者世帯
中村町団地 H14 建設／耐火 4 階建 エレベーターあり 駐車場有料	3LDK・4DK	53,900 円～ 88,500 円	43,600 円～ 68,000 円

【八千代区】

特別賃貸住宅	間取り	入居者負担月額（減額無しの場合）	子育て・若者世帯
中村団地 H 9 建設／木造平屋建	3LDK	46,500 円～ 97,000 円	30,300 円～ 47,200 円
赤坂団地 H 9 建設／木造平屋建	3LDK	46,500 円～ 95,600 円	32,200 円～ 50,100 円
野田第 2 団地 H13 建設／木造 2 階建	3LDK	52,600 円～ 115,700 円	42,000 円～ 65,400 円
下三原団地 H6 建設／木造 2 階建	3LDK	45,300 円～ 99,100 円	36,000 円～ 56,100 円
中三原団地 H10 建設／木造平屋建	3LDK	47,000 円～ 96,700 円	32,500 円～ 50,600 円

※ 入居者負担月額は世帯総所得額により決定し、敷金は家賃の 3 か月分の負担となります。

※ 書類審査後、約 1 か月で入居できます。

※ 令和 7 年 4 月現在

奨学金返還支援事業

企画秘書課 ☎ 0795-32-2381

高等学校、大学等在学中に奨学金等の貸与を受け、卒業後多可町内に居住する者に奨学金等の返済の一部について補助をする。

【対象となる奨学金】

- ・独立行政法人日本学生支援機構 第一種奨学金・第二種奨学金
- ・社会福祉法人兵庫県社会福祉協議会の教育支援費
- ・公益財団法人兵庫県高等学校教育振興会の奨学資金 など

【補助金の受給要件】

- ・大学、高等学校等に在学している期間に奨学金等の貸与を受けた者
- ・申請日現在満 35 歳未満の者
- ・令和 3 年 4 月 1 日以降に奨学金の返還を開始した者で、申請日現在も奨学金の返還を行っている者
- ・多可町に住民登録があり、現に居住している就労者で、最初の補助金申請日から 5 年を超える期間、多可町に居住する意思がある者 など

【補助金の額】 前年度に返還した奨学金等の返還額の 1/2（上限 12 万円 / 年）

ただし奨学金返還にかかる他の補助金等を受給している場合は、本制度の補助金と併せて 12 万円を限度とする。

【補助金交付期間】 5 年間を限度とする。

あったか結婚祝い金

定住推進課 ☎ 0795-32-4776

若者世帯の結婚を祝福し、町の活性化を推進するため、「結婚祝い金」を支給します。

【対象者】 次のすべてに該当する世帯

- ① 婚姻届受理日から6か月以内に夫婦ともに多可町の住民基本台帳に同一世帯として登録され、かつ、本町に居住し、同居していること
- ② 結婚祝い金支給後、婚姻を解消することなく、5年以上多可町に居住し、同居することを誓約すること
- ③ 婚姻届受理日における夫婦の合計年齢が80歳未満であること
- ④ 夫婦とも町税等の滞納がないこと
- ⑤ 夫婦ともまたは一方が、過去に結婚祝い金の交付を受けていないこと
- ⑥ 同一人との再婚でないこと
- ⑦ 多可町暴力団排除条例（平成24年多可町条例第34号）第2条に規定する暴力団員等でないこと

【提出期限】 婚姻届受理日から6か月以内

【お祝い金の額】 新婚夫婦1組につき **10万円**

結婚新生活支援事業

定住推進課 ☎ 0795-32-4776

婚姻を機に多可町で新生活を始める新婚世帯に対して、新居の住宅取得費やリフォーム費用、家賃、引越費用を1世帯あたり最大60万円を上限に助成します。

【対象者】

令和7年1月1日から令和8年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦のうち、次の要件を満たしている世帯

- ① 夫婦の総所得が合計500万円未満であること
- ② 補助金申請日において夫婦の双方、または一方の住所が新居の住所となっていること
- ③ 婚姻日において夫婦のいずれの年齢も39歳以下であること（誕生日前日に年齢が加算されます）
- ④ 多可町に定住する意思をもち、5年以上の居住を誓約した世帯
- ⑤ 夫婦とも町税等の滞納がないこと
- ⑥ その他の公的制度による住宅取得費、リフォーム費用、引越費用または家賃等の補助を受けていない世帯

【助成額】

夫婦ともに29歳以下の世帯は、1世帯あたり**上限60万円**
それ以外の世帯は**上限30万円**

多可町内で婚活イベントを開催する町内に主たる事務所を有する企業、店舗、施設、団体または個人の方に、補助を行います。（※補助金は、1 団体等に同一年内 2 回までです。）

【対象者】

以下の条件をすべて満たす者

- ① 宗教活動、政治活動又は選挙活動を目的とする団体等でないこと
- ② 反社会的活動又はそれに類する活動を行う団体等でないこと
- ③ 多可町暴力団排除条例（平成 24 年 12 月 26 日条例第 34 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者に該当しないこと
- ④ 営利を目的として結婚相手紹介業を営む団体等でないこと
- ⑤ 個人情報適切に管理できること
- ⑥ 町税および使用料等の滞納がないこと

【助成額】

1 事業につき補助対象経費の 2 分の 1 補助

（参加者が 10 人以上 40 人以下の場合は上限 10 万円、参加者が 41 人以上の場合は上限 20 万円）

※ 予算の範囲内、また補助事業に収入（参加者からの参加費収入、協賛金収入など）がある場合、補助事業に要する経費の合計額から当該収入を控除した額が補助限度額

※ 開催前に申請してください

兵庫県が設置するひょうご出会いサポートセンターに登録した者に対して、登録料を補助します。

※申請は毎年 1 回まで

【対象者】

- ① サポートセンターに入会した者であること
- ② 1 年以上多可町に住所を有し、将来も多可町に定住を希望する者で、かつ、現に婚姻をしていない者
- ③ 町税を完納している者であること
- ④ 多可町暴力団排除条例（平成 24 年 12 月 26 日条例第 34 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者に該当しないこと

【助成額】 サポートセンターの入会登録料に限り 5,000 円を上限として補助

結婚を希望する独身男女が登録をし、お互いが「いいな♥」と思ったら「お見合い」の機会を提供し、皆さまの結婚を後押しします。

【対象者】

結婚を希望する独身の方および結婚するために自ら努力をされる方で、原則として、20 歳以上の人。

【登録方法】

登録申込は、ご本人が直接、たか婚活ネットワークラボ事務局（定住推進課）へお越しください。
※代理による申請はできません。

【登録に必要な書類】

- ① 登録申込書
- ② 独身証明書（本籍地のある市区町村長が発行したもの）
- ③ 会員誓約書
- ④ 顔写真付き身分証（運転免許証、パスポート、マイナンバーカード等）※コピー後お返しします
- ⑤ 写真 2 枚
 - ・閲覧用に掲載する全身写真 L 判縦：1 枚（立ち姿）
 - ・登録用顔写真 3 × 4 cm：1 枚
 （ともに無帽で本人のみが写り、3 か月以内に撮影されたもの）



イベント・教室に参加しよう

子ども芸能祭

教育委員会 学校教育課 ☎ 0795-32-2395

播州歌舞伎や太鼓、ダンスなど町内で文化的な活動に取り組む子どもたちの発表の場として、毎年12月頃にベルディーホールで開催しています。



杉原紙年賀状全国コンクール

商工観光課 ☎ 0795-32-4779

杉原紙発祥のまち多可町では、毎年、手すき和紙・杉原紙のハガキを使用した年賀状のコンクールを開催しています。あなたの感性で杉原紙の魅力を引き出してください。

〔応募期間〕12月中旬～翌年1月中旬

〔応募対象〕【子どもの部】中学生以下

【一般の部】高校生以上



全国おじいちゃんおばあちゃん子ども絵画展

教育委員会 学校教育課 ☎ 0795-32-2395

敬老の日発祥のまちとして、全国おじいちゃんおばあちゃん子ども絵画展を毎年開催しています。絵画の制作を通して、おじいちゃんおばあちゃんとの交流が深まり、敬老精神が広がっていくことを願って全国から作品を募集しています。

〔応募期間〕7月～9月初旬

〔応募対象〕4・5歳児、小学生、中学生



おもしろ算数・数学講座

教育委員会 学校教育課 ☎ 0795-32-2395

西脇高校出身の故臼井三平 名誉教授（大阪大学）ら国際的数学者のご協力のもと、数学の難問を解くのではなく、頭の体操になる楽しい問題や謎とき問題で算数・数学の楽しさを知ってもらう機会になればと、「おもしろ算数・数学講座」を開催しています。
小学4年生くらいから大人まで、どなたでも楽しめます。

Asmile 生涯学習まちづくりプラザ あすみる

☎ 0795-32-1250 (代)

Asmile（あすみる）は、町が目標として掲げる「生涯学び続けられる生きがいあふれるまちづくり」の中核をなす施設です。あすみるでは、図書館で読書、学習スペースで勉強、音楽スタジオでバンド練習、ホビールームで料理・木工教室、会議など、幅広い活動ができます。あすみるから、笑顔が広がっていくことを願っています。

〔所在地〕 中区岸上 281-17

〔開館時間〕 あすみる 8:30～22:00 図書館 10:00～18:00

〔休館日〕 年末年始（12月29日～1月3日）図書館は月曜日・毎月最終木曜日（ただし、祝日の場合は開館し、翌平日が休館）、特別整理期間

図書館

☎ 0795-32-5170

「Asmile 生涯学習まちづくりプラザ あすみる」の中核施設である図書館では、第3次「多可町子ども読書活動推進計画」に沿って、学校園や児童館、ココミル（子育てふれあいセンター）等と連携し、子どもたちの読書活動を支援します。

また、読書手帳・読書通帳を推奨し、読書意欲の喚起や読書習慣の確立を図るとともに、開館日数を増やすことで、皆さんへのサービスの向上に努めます。

名称	所在地	開館時間	休館日
多可町図書館	中区岸上 281-17	10:00～18:00	月曜日・毎月最終木曜日（ただし、祝日の場合は開館し、翌平日が休館。年末年始（12月29日～1月3日）、特別整理期間
加美図書室	加美区豊部 250	8:30～22:00	年末年始（12月29日～1月3日）、特別整理期間
八千代図書室	八千代区中野間 650-1		

- 【事業】 ① おはなし会（毎月第2・第4土曜日の午前・対象：3歳以上）
 ② ビブリオピック
 夏の長期休暇中の小・中学生・幼児対象の読書活動推進イベント
 ③ 図書館見学受入（対象：小学校・こども園）
 ④ 児童館との連携 夏のこども体験学習「なつチャレ」
 ⑤ ブックスタート図書の選書支援
 ⑥ 読み聞かせ講座（対象：子育てにかかわる人）



那珂ふれあい館

☎ 0795-32-0685

隣接する東山古墳群をはじめ、町内から発掘された出土品の展示や、多可町の歴史遺産や伝統文化についての調査、研究、啓発・活用を行っており、地域の歴史学習の拠点としての役割を担った施設です。また、毎週末を中心に、勾玉づくりやはにわづくり、杉原紙のランプシェードづくりなど、歴史や伝統技術を学べる各種体験学習を行っており、楽しく学べる機会を提供しています。そのほか、研修室、談話室、ふれあい広場は、各種会議や憩いのスペースとしても利用できます。

〔所在地〕 中区東山 539-3

〔開館時間〕 9:00～17:00

〔休館日〕 月・火曜日（ただし、月・火曜日が祝休日の場合は開館し、翌水曜日が休館）、年末年始（12月29日～1月3日）

〔HP〕 <https://web.town.taka.lg.jp/nakafureai/>

地域の芸術文化振興施設としてコンサートや演劇、講演会、文化祭などさまざまな催し物を開催しています。小・中学生には、「多可っ子芸術文化体験事業」として“わくわくベルディー事業”やプロの演奏家等によるアウトリーチ、また、地元高校生を対象に芸術鑑賞事業にも取り組んでいます。イベント情報などは、広報たか、町ホームページ、Instagram、Facebook など随時発信していますので、ご確認ください。

[所在地] 中区中村町 135

[開館時間] 9:00 ～ 22:00 (17:15 以降に使用される場合は事前申請が必要です)

[休館日] 月・火曜日 (※祝日開館)、年末年始 (12 月 29 日～1 月 3 日)

[使用料] 町ホームページでご確認ください

[HP] <https://verde.takacho.net>



【建設課 TEL 0795-30-0855】

この公園は、妙見山麓一帯の自然環境を保ち、園内には、“観賞ゾーン” “冒険の広場” “いこいの森” の三つのゾーンがあります。“冒険の広場” には、253mの長いすべり台 (妙見スカイローラー) をはじめ、色々な遊具が組み合わされた回廊式コンビネーション遊具、小さな子どもが楽しめる児童広場、水遊びができる子どもの小川などが整っています。

[HP] <http://web.town.taka.lg.jp/yokamura/>

“木や水や風の歌が聞こえる場所”

妙見山のふもとで四季折々の豊かな自然を満喫、ゆったりとした時間を過ごせる「山のコテージ&キャンプ」と、地元農家の無農薬野菜など地産地消の食材をシンプルに季節とともに楽しめる「森のカフェ」。のんびりお過ごしください。

[所在地] 中区牧野 817-41

[営業時間] 9:30 ～ 17:00

[定休日] 火曜日、年末年始

[HP] <https://chattananomori.com>



“「多可の森」で笑って歩いて健康に！心身丸ごとリフレッシュ”

町内の森の中を歩きながら、五感で自然や四季の移り変わりを感じることができるウォーキングです。ウォーキングガイドが効果的なウォーキング方法、脳トレなど自宅でも続けられる楽しいプログラムもお伝えします。ホームページでは、複数のコース紹介や、ガイド付きウォーキングのお申し込みもご利用いただけます。多可町の豊かな自然を楽しみながらのウォーキングはご家族にとってきっといい思い出になります。

[多可の森健康協会 HP] <https://wellness.takacho.net/>



そのほかの見どころは、多可町観光交流協会のホームページをご覧ください。

[多可町観光交流協会 HP] <https://kanko.takacho.net/>



多可町立温水プール サンスィム・カミ

事務所 ☎ 0795-35-1475

多可町では町が小さい分、みんなが顔なじみというような雰囲気があります。フロントスタッフとお客様や保護者同士という風に色々なシーンで「久しぶり！」という声を聞きます。そんな【普段着のプール】というような空気感を大切にしています。ハレの日ではなく、普段使いのプールということで、これからもアットホームな施設づくりを目指します。

〔所在地〕 加美区豊部 1840-55

〔利用時間〕 月・水～金 10:00～20:00（毎週月曜日 終日女性専用レーンあり） 土・日 10:00～19:00

〔休館日〕 火曜日、年末年始（12/29～1/3）

〔HP〕 <https://www.nsi-sports.co.jp/school/hyogo/kami/>



アスパルアリーナ・町民プール

生涯学習課 ☎ 0795-32-5122

アスパルアリーナは、室内競技全般（バレーボール・バトミントン・バスケットボール・卓球など）のほか各種イベントや展示会にも使用できます。また、ランニングデッキ（1周 130m）やトレーニングルームも併設しています。トレーニングルームは若い方から高齢の方までご利用いただける本格的機器を取り揃えています。近隣には町民プールもあります。

〔所在地〕 中区岸上 281-51

〔利用時間〕 9:00～22:00

〔休館日〕 年末年始（12/29～1/3）、プールは夏期のみ開館

〔HP〕 <https://web.town.taka.lg.jp/sports/uspal.html>



ガルテン八千代

☎ 0795-37-1520

緑豊かな山麓に照明設備完備のスポーツエリア。約 23,000 m²の多目的グラウンド、テニスコートは全天候型と人工芝の計6面、体育館を有しています。

『エーデルささゆり』の宿泊施設も集結したスポーツ&レクリエーションの一大ゾーンです。高原の爽やかな空気の中で、スポーツを満喫できます。

〔所在地〕 八千代区中野間 363-13

〔利用時間〕 9:00～22:00

〔休館日〕 年末年始（12/29～1/3）

〔HP〕 https://web.town.taka.lg.jp/sports/garuten_yachiyo.html



ジュニアスポーツ

生涯学習課 ☎ 0795-32-5122

多可町ジュニアスポーツ協会は、スポーツを通して仲間との連帯や友情を育む交流の場を提供し、青少年の健全育成を図ります。

〔HP〕 https://www.town.taka.lg.jp/category_guide/detail/id=18048



子ども悩み相談

機関名等		受付時間等	電話番号
子どもの人権 110 番	神戸地方事務局・ 兵庫県人権擁護委員連合会	月～金曜日 8:30～17:15 (祝日を除く)	0120-007-110
ひょうごっ子悩み相談	兵庫県教育委員会	24 時間	0120-0-78310
		9:00～17:00 12/28～1/3 を除く 毎日	0120-783-111
ひょうごっ子 SNS 悩み相談	兵庫県教育委員会	双方向相談 17:00～21:00	LINE および web による トーク機能
		一方向相談 24 時間受付	
こどものきこえに 関する相談	兵庫県こどもの きこえ相談センター (兵庫県立聴覚障害者 情報センター内)	火～土曜日 9:00～18:00 (祝日・年末年始を除く)	078-600-0556

妊娠に関する相談

機関名等		受付時間等	電話番号
不妊・不育専門相談 男性不妊専門相談	専門知識を持つ助産師が 電話相談を行います。	毎月第 1・3 土曜日 10:00～16:00 (祝日・年末年始を除く)	078-360-1388
	面接相談 ※要予約	【医師による不妊・不育専門面接相談】第 3 水曜日 隔月で第 3 土曜日 【助産師による不妊・不育専門面接相談】第 2 土曜日 【医師による男性不妊面接相談】第 1 水曜日	078-362-3250

虐待・DV に関する相談

機関名等		受付時間等	電話番号
児童虐待相談	児童相談所全国共通 ダイヤル	24 時間	189
	加東こども家庭センター (児童相談所)	24 時間 (ホットライン)	0795-48-9300
	こども未来課	月～金曜日 8:30～17:15 (祝日・年末年始を除く)	0795-32-2385
DV に関する相談	多可町 DV 相談電話	月～金曜日 8:30～17:15 (祝日・年末年始を除く)	0795-32-5166
	西脇警察署生活安全課	24 時間	0795-22-0110 [緊急時 110]
	兵庫県警本部 (DV 相談電話)	24 時間	078-371-7830
	兵庫県女性家庭センター (配偶者暴力相談支援センター)	9:00～21:00 (土日・祝日も相談できます)	078-732-7700

ひきこもり・不登校・いじめ・ほっとらいん相談

機関名等	内容	受付時間等	電話番号
ほっとらいん相談 青少年のための総合相談・ ひきこもり専門相談	専門スタッフが相談を行い必要に応じて専門機関などを紹介します。	月・火・水・金・土曜日 10:00～12:00 13:00～16:00 (祝日・年末年始を除く)	078-977-7555
兵庫ひきこもり相談 支援センター (播磨ランチ) コムサロン 21	ひきこもり者本人や家族を対象に、面接や電話での相談を行います。	月～土曜日 10:00～17:00 (第2・4土曜日、祝日・年末年始を除く)	079-240-6299
ひきこもり電話相談 (兵庫県ひきこもり 総合支援センター)	ひきこもり者本人や家族等を対象に、電話での相談を行います。	火～金曜日 9:30～11:30 13:00～15:30 (祝日・年末年始を除く)	078-262-8050
こころのケア相談 (兵庫県加東健康福祉 事務所地域保健課)	精神科医師によるこころのケア相談を行います。	地域保健課へお問い合わせください	0795-42-9367

アルコール・薬物・ギャンブル等の問題に関する相談

機関名等	内容	受付時間等	電話番号
依存症相談	兵庫県加東健康福祉事務所 地域保健課 (加東市社 1075-2)	地域保健課へお問い合わせください	0795-42-9367
精神保健 福祉相談	【来所相談】 兵庫県精神保健福祉センター (神戸市中央区脇浜海岸通 1-3-2)	火～土曜日 8:45～17:30 (祝日・年末年始を除く) ※面接相談は要予約	078-252-4980
	【電話相談】 ひょうご・こうべ依存症対策 センター	火～金曜日 9:30～11:30 13:00～15:30 (祝日・年末年始を除く)	078-251-5515 [#7330]

こどもの救急 休日や診療時間外で子どもの具合が悪くなったら・・・

電話相談

機関名	電話番号	相談時間
北播磨圏域子ども医療電話相談	0794-62-1371	18:00～22:00 (祝日・年末年始を除く)
兵庫県子ども医療電話相談	プッシュホン回線、携帯の方 #8000 ダイヤル回線、IP 電話の方 078-304-8899	月～土曜日 18:00～翌朝 8:00 日曜・祝日・年末年始 8:00～翌朝 8:00
(財)日本中毒情報センター-中毒 110 番	072-727-2499 〈たばこ専用電話〉 072-726-9922	365 日 24 時間

インターネット情報

受診の判断の目安や対処法をインターネットで情報提供しています。

- おかあさんのための救急 & 予防サイト「こどもの救急」 監修：日本小児科学会 <http://kodomo-qq.jp/>
- 「救急医療 こどもの救急対策」 監修：兵庫県小児科医会 <https://www.hyogo-pa.org/kyukyu>
- 北播磨県民いきいき情報－1 次救急（軽症）に対する医療機関 <http://kitaharima-ikiiki.com/kyukyuiryo/1jikyukyu.htm>

医療機関一覧

病院・医院・診療所

いずれも市外局番は 0795

区	機関名	住所	電話番号
中区	多可赤十字病院	中区岸上 280	32-1223
	おひさまにここクリニック	中区天田 43-1	30-0130
	近藤内科消化器科医院	中区中村町 397	32-3990
	ながお整形外科	中区安坂 71-1	32-5100
	山本医院	中区森本 23-4	32-3864
	矢持医院	中区安坂 40	32-0059
加美区	多可町立杉原谷診療所	加美区市原 44	36-0212
	多可町立松井庄診療所	加美区寺内 251	35-0029
八千代区	いとう内科 伊藤医院	八千代区中野間 1107-3	37-0235
	多可町国民健康保険八千代診療所	八千代区下村 109-1	37-2010
西脇多可休日急患センター（日曜日：午前 9 時～午後 5 時） ※年末年始除く		西脇病院 救急外来室内	23-5380
夜間・休日の公立病院診療科目の案内		消防テレホンサービス (自動案内)	48-0147

歯科医院

いずれも市外局番は 0795

区	機関名	住所	電話番号
中区	奥村歯科医院	中区中村町 94	32-0033
	永谷歯科医院	中区安坂 203	32-3971
	まなべ歯科医院	中区中村町 410-6	32-4649
	丸岡歯科医院	中区鍛冶屋 611	32-1105
加美区	市位歯科医院	加美区熊野部 790-2	35-0648
	藤田歯科医院	加美区大袋 103	36-0015
八千代区	棚倉歯科医院	八千代区中野間 1093-10	37-1708
	宮崎歯科	八千代区中野間 1074-3	37-1560